

令和 3 年

# 大蔵村議会会議録

第 1 回定例会      3 月 2 日 開 会  
                         3 月 5 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和3年3月2日（火曜日）

第1回大蔵村議会定例会会議録  
(第1日目)

---

令和3年3月2日（火曜日）

---

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
健康福祉課長補佐	田部井英俊君
教育課長補佐	羽賀明美君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第1号

令和3年3月2日（火曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸報告
  - 第4 村長の施政方針
  - 第5 本期受理の請願
  - 第6 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回大蔵村議会3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案に加え、令和3年度の予算を審議する重要な会議であります。

村の施政方針につきましては、後ほど加藤村長から説明がありますが、議会といたしましても、村民の福祉向上の見地から十分審議を尽くし、適正に妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

時既に早春とは申しますが、寒暖の差が大きい折、皆様には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番矢口 智議員、5番加藤忠己議員の両君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日3月2日から3月5日までの4日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日3月2日から3月5日までの

4日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

次に、産業建設常任委員会より所管事務調査の報告書が提出されておりますので、ここで産業建設常任委員長より報告をしていただきます。6番海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので、大蔵村議会会議規則第77条の規定により報告します。

#### 1. 調査事項。

冬期間の村内道路・積雪状況調査について。

#### 2. 調査結果。

別紙のとおり。

本委員会は、委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とする事項として、冬期間の村内道路・積雪状況調査を実施したものであります。

朗読して報告に代えさせていただきます。

所管事務調査報告書。

産業建設常任委員会では、2月2日、冬期間の村内道路状況調査を実施いたしました。

調査までは一昨年同様豪雪の様相を呈しており、豪雪対策本部を設置した状況にあり、ところによっては上回る積雪の箇所もありました。

調査当日は、降雪の中で村内をくまなく巡回してきましたが、地域それぞれ降雪量や積雪量の違いこそあれ、生活に直結する道路であり、住民の生活から分離することのできない冬の厳しさを改めて痛感したところであります。

国県道はもとより幹線的村道については除雪が行き届き、通勤、通学や日常生活に支障を来すような危険箇所は見受けられませんでした。小規模な表層雪崩や車両に接触のおそれのあるブッシュについては、既に通行上危険と判断される箇所など、雪庇除去や適宜その対応なされておりました。

このような中、設置された防風雪柵や雪崩防止のための斜面の成形は一定の効果が見られました。

冬期間の除雪計画は、村道管理延長139.2キロメートルのうち、除雪車両の能力や道路事情を考慮し、約60.6キロメートルを除雪計画路線として除雪機械16台をもって冬期交通の確保に努めているわけですが、大蔵村は全国的にも名立たる豪雪地であります。行政と除雪に携わる業者等関係者の努力により、地域住民安心と安全が確保されていることに感謝し、本年も安堵したところであります。

今後とも、除雪体制日本一の標榜どおり、除排雪体制の充実強化を切にお願いし、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 以上で、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 村長の施政方針

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、加藤村長の施政方針に入ります。加藤村長。

○村長（加藤正美君） お集まりの皆様、改めまして、おはようございます。

3月弥生に入り、ようやく春めいた天気になってきましたが、今日は残念ながら雨降りとなってしまうました。本日は、3月定例議会の開会に当たりまして、何かとお忙しい中を傍聴いただきました皆様方、そして説明要員として御出席をいただきました土屋代表監査委員、国分農業委員会会長様には心から感謝を申し上げます。今日1日、よろしくお願いを申し上げます。

さて、3月議会は、予算議会であります。特に、令和2年度におきましては、コロナ禍、豪雨災害、そして豪雪災害と、国難とも言える災害続きの年となってしまうました。そういったことから、令和3年度予算につきましては、税収が落ち込むことから財源不足が生じたところでありまして、しかしながら、基金の取崩しや歳出の精査を行い、38億5,000万円という一般会計当初予算ということで、最大限の予算案を編成したところであります。

どうか議会と執行部、そして村民が一丸となって、この難局を乗り切っていけるよう、皆様方の御協力、御支援をお願い申し上げ、一言、開会に当たっての御挨拶といたします。

それでは、施政方針を申し上げます。

令和3年大蔵村議会第1回定例会の開会に当たり、私の村政に臨む所信の一端を申し上げ、議員皆様並びに村民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいというふう存じます。

議員の皆様方からは、村政運営について、貴重な提案や指摘を一般質問という形でいただいております。そのことに対しましての方向性も示させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて昨年は、大蔵村が大蔵村として持続可能な、そして安心・安全な村として存続していく

ために、村民の英知を結集した、そして策定をいたしました第4次総合計画のスタートの年でございました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大や7月の豪雨災害など、村民の皆様方には大変な我慢を強いる年となってしまいました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、夏以降、少し落ち着きを取り戻したようにも見えましたが、秋の深まりとともに再流行の様相を呈し、都市圏などでは再度緊急事態宣言が発令される事態となってしまいました。ウイルスとの戦いの最前線に立ち続ける医療現場の皆様方をはじめ、自己を犠牲にした経済活動の自粛に努められた事業者の方々、そして感染予防を徹底していただきました多くの方々の献身的な御努力に心から感謝を申し上げるものであります。

また、7月の豪雨災害については、これまで経験したことがないような河川の増水により、村内各地において家屋への浸水や農業施設の冠水、道路の決壊など多くの被害が発生したところでございます。

さらに、昨年12月末からの大雪により、村内では除雪作業中に屋根などからの転落により重傷を負うという人的被害とともに、パイプハウスを中心とした農業用施設の倒壊などの被害も多数報告されております。今後、国や県、さらに議員皆様方の御協力をいただきながら、そうした災害の復旧に全力で取り組んでまいり所存でございます。あわせて、国土強靱化が叫ばれる中、本村においても、今後想定される大規模自然災害から村民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、村土強靱化にも全力で取り組んでまいり所存でございます。

私は、村政を担わせていただいてから、公約として掲げた「生活の質的向上、真の豊かさを求めて」「小さな村だからこそできる心を寄せ合った村づくり」「対話の中から明るく・優しく・元気な村づくり」の実現に傾注してきたところでございます。村長として4期目の任期後半を迎えるに当たり、第4次総合計画に掲げた施策の着実な実施に向け、改めて初心に立ち返り、進取の気概を持って村政運営に当たる決意を強くしたところでございます。

基本方針を申し上げます。

昨年からのコロナウイルス感染症拡大により、観光産業などを中心に地域経済の疲弊は大きなものになっております。まず、こうした地域経済の再生に全力で取り組まなければなりません。加えて、コロナ禍により非接触社会の加速への対応も重要と考えます。本村は、地域社会のつながりを大切にして生活が営まれてまいりました。コロナ禍によって、こうしたつながりが絶たれることがないよう意を配した取組も考えなければなりません。また、令和の時代を迎え、今後の村づくりの指針となる第4次総合計画への取組も急務となります。

総合計画では、村の現状と課題を見据え、「協働による持続可能な村づくり」「安心できる安全な生活空間づくり」「地域の特色を活かした産業振興」「地域で取り組む人育ての環境づくり」、そして「生涯すこやかに暮らす地域づくり」の5つを施策の柱としております。

これは、村の課題である、少子高齢化、人口減少、地域の活力低下という連鎖を断ち切り、地域の活力を維持・向上させるための施策でございます。大蔵村が大蔵村として存続していくために、また村の基幹産業である農業や観光業が、単なる労働ではなく「なりわい」たり得る魅力ある産業に発展させるための施策でございます。

近年、国際目標として持続可能な開発目標（SDGs）が進められ、各地において、その達成に向けた取組が行われております。本村においても持続して発展していくために、主体的で、自然を生かした、地に足をつけた取組とともに、生活の質を向上させていくための取組も必要と考えます。

また、近年の大規模災害の発生を受け、公的な防災措置や公助の前提として「自分の身は自分で守る」「地域での助け合い」が重要となっています。村全体が急峻な地形であり、大雨被害等が懸念される本村において、被害を減少させること、被害に遭っても立ち直ることができる「しなやかさ」を備えた強靱な村土づくりが求められます。

さらに、産業の振興については、本村の基幹産業である農業・観光業において地域資源である棚田や豪雪等の特色を生かし、所得向上につながる魅力ある産業に発展させる取組も重要となってまいります。

本村に限らず、少子化が人口減少の大きな要因となっております。言うまでもなく、子供は社会の宝です。結婚する若い人、子供を持つ世帯が減少していますが、社会全体で若い世代の結婚・出産・子育てに対する不安や負担を解消し、希望がかなえられる取組が重要と考えます。あわせて、生涯誰もが健やかに生き抜いていくための支援体制の維持と質の向上を目指していく必要があります。

しかし、これら施策を実効性あるものにするには、他人に任せるのではなく、村民の自発が重要となります。村民の皆様には、村づくりの当事者として、また地域の一員として「自分の住む地域をどうしたいのか。そのために自分は何ができるのか」をしっかりと議論をして価値観を共有していただきたいとお願いするものであります。

次に、具体的事項として、さきに述べたように、コロナ禍により疲弊した地域経済の再生・活性化を図ることは、現在の最重要課題でございます。昨年実施した村内事業者等に対する支援により、徐々に持ち直しの機運が見え始めてきたところでございますが、年が明けて再度の

緊急事態宣言の発令を受け、多くの産業で疲弊の度合いが大きくなっております。村内事業者の声を丁寧に拾い集め、情勢を見極めながら、国や県と歩調を合わせ、必要な施策を大胆に実行し、地域経済を下支えしてまいります。

また、地域社会のつながりにも傾注しなければなりません。村主催のイベントや行事が相次いで中止や延期に追い込まれるとともに、社会全体が非接触社会へと変貌しつつあります。村主催のイベントなどについては、単に中止するだけでなく、感染リスクを極力減らす努力・工夫を重ねて開催し、地域社会のつながりの維持に努めてまいります。

こうしたコロナ感染症という喫緊の課題への対応とともに、今後の村づくりの指針となる第4次総合計画についても、その実現に向け、しっかりと取り組まなければなりません。

施策として掲げた「協働による持続可能な村づくり」については、公民連携、協働の取組が不可欠でございます。コロナ禍の中で芽生えた若い方々による新たな取組も見受けられます。こうした村民主導の自主的な活動が継続的に発生し、地域の活性化が図られるよう地域団体の育成や連携に努めてまいります。

本村は、日本で最も美しい村連合に加盟し、連合の理念である「人々の生活の中で培われてきた地域の文化や景観を守り、よりよくして後世に伝えていく」という運動を展開してまいりました。村内には、清水城址や夏山塚、広大な棚田、特有の風情がある肘折温泉の街並みがございます。さらに、合海田植え踊り、大蔵太鼓、さんげさんげ、各地区で実施されている祭り等の伝統芸能や伝統行事等も保存・継承されております。今後、こうした箇所や行事等の保全に努め、交流人口の拡大につなげてまいります。加えて、これまで美しい村づくりの一環として行ってきたフォトコンテストの入賞作品を活用し、伝統文化や景観に対する理解と共有化を図り、村民の方々の意識を醸成してまいります。

次に、「安心できる安全な生活環境づくり」でございますが、近年、全国で多発する自然災害の報道に触れ、安心・安全な村づくりは、村政運営の上でも重要な要素であると考えます。

特に、豪雪地帯であり、地形的・地質的に災害の発生が多い村です。昨年7月にも、豪雨による河川の増水、氾濫を目の当たりにし、大自然の驚異に人間の無力さを痛感するとともに、自然災害の恐ろしさを改めて痛感いたしました。

本村では、過去に多くの人的被害をもたらした災害を経験しました。こうした経験を生かし、今後想定される大規模自然災害から村民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた強靱な村土づくりに国や県の協力を得ながら取り組み、災害から村民の生命と財産を守らなければならないと

の決意を強くしたところでございます。

また、本村の場合、大規模な災害の発生時には救助活動などで道路が重要な役割を担うところでありますが、豪雨のたびに浸水や土砂の流出で通行止めを余儀なくされ、道路網の脆弱性が課題となります。今後、迂回路などダブルルートの確保を図り、災害時に孤立する地区の解消とともに、生活環境の向上につながる道路網の確立を視野に、整備促進に傾注してまいります。

さらに、豪雪地であるがゆえに、雪対策についても意を配した取組が必要であります。流雪溝や消雪道路など雪処理施設の整備に努め、雪に強く住みやすい環境の整備に努めます。あわせて、雪を魅力ある資源として活用するための新たな取組の展開、雪の利活用による産業振興や地域活性化などに鋭意努力してまいります。

昨年11月、本村における交通死亡事故ゼロ7,000日を達成いたしました。これは、村民皆様方の日頃からの交通安全意識の高さと交通安全運動に携わられている全ての方々の御努力の賜物であり、衷心より敬意と感謝を申し上げます。本村で暮らす上で、自家用車が移動の主要な手段となっている状況において、こうした記録の達成は、まさに快挙でございます。今後においても、ただ単に交通死亡事故ゼロの記録を追い続けるだけでなく、交通ルールの向上にも意を配し、交通事故撲滅に努めてまいります。

「地域の特色を活かした産業振興」については、喫緊の課題として、コロナ禍の中にあって感染防止と冷え込む地域経済の復興、産業振興を両立させなければならないという難しい状況にあります。やり遂げなければならない課題でございます。その上で、本村の基幹産業の双壁である農業や観光産業など、本村特有の「なりわい」として盛り上げ、未来につなぎ、人の交流を生むための取組にも意を配する必要があります。

本村の農業は、基盤整備事業の進捗と歩調を合わせ、園芸作物の産出額が年々着実に伸びております。新規就農者の確保についても、様々な制度を活用しながら総合支援事業に重点を置いた取組を展開し、その確保に意を配しておりますが、いまだに人口減少に伴う担い手の不足が顕著であります。特に、中山間地域では人口減少が進み、個々の農家では持続的な農業経営を確立することが困難な状況も見受けられることから、今後、集落営農や農業生産法人による経営確立が急務となります。あわせて、農家所得向上のため大蔵米や棚田米、トマトなど、大蔵産農産物のブランド力の確立に努めてまいります。さらに、農家の方々の御理解と御協力を得ながら、それらを原材料とした6次産業化にも力を入れてまいります。

一方、肘折温泉を核とした本村の観光産業は、新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受

けており、大変厳しい状況が続いております。国や県の経済対策を活用しながら村独自の支援を行っておりますが、こうしたときこそ、豪雪や温泉、棚田などの本村の地域資源に磨きをかけることが重要です。特に、豪雪を逆手に取った取組については、冬期間の観光振興策として大きな話題となりました。今後においても、肘折温泉などの観光関係者の協力を仰ぎながら、新たな発想と若い方々のアイデアを結集した旅行商品をつくり上げ、観光誘客活動に精力的に取り組み、地域経済の復興を図ってまいります。

一口に産業振興といっても、様々な課題があることも承知しておりますが、それぞれの課題について、一つ一つ丁寧に解決策を探りながら事業を推進し、新たな「なりわい」の創出につながるよう、農業や商工業や観光産業に携わる方々の御協力をいただきながら努力してまいります。

「地域で取り組む人育ての環境づくり」も重要な課題でございます。

この取組は、村の何よりの宝である「将来を担うひと」を地域全体で育てることを目指すものでございます。

本村では、高校卒業と同時に村を離れる傾向が強くあります。このことが、若い方々が減少する要因となっております。進学等に伴って致し方ない現象かもしれませんが、子供たちへの愛郷心の醸成と併せ、就職を考える場合、村へのUターンも選択肢として考えてもらえるよう、村の魅力向上にも強い思いで取り組んでまいります。

これまで子育て支援、教育環境の充実に力を注ぎ、将来を担う子供たちには教育環境の整備を図り、学校における教育の充実に努めてまいりました。あわせて、学ぶ楽しさの実感、自らの夢を実現できる学力を身につけてもらいたいとの思いから、村営学習塾「おおくら未来塾」の機能強化にも努めてまいりました。これは、村づくりは「ひとづくり」との信念によるものでございます。

去年は、コロナ感染症の拡大により、子供たちが学校に登校することもままならない状況を経験いたしました。卒業式の縮小や入学式の延長・縮小など、これまでにない事態です。こうした状況を受け、リモートでの授業実施も視野に議論が進められ、児童生徒全員分のタブレット購入と、その使用環境整備を行ったところでございます。

村として、子供たちの頑張りを側面から応援するとともに、教育現場と意思疎通を図りながら、学ぶ力を育む教育に力を入れてまいります。あわせて、子供たちには、一人でも多く大蔵村にとどまり、村発展の担い手となっていただけるよう、学校だけでは学べない「教育」の強化にも引き続き努力してまいります。

村民からは、子育て支援を望む声が多く寄せられます。こうした声に応える形で、これまで出産祝い金の支給や医療費支援、保育料軽減など、妊娠以降の支援に主眼を置いて考えてまいりました。しかし、人口減少対策の点から考えると、それ以前の独身者に対する結婚支援がより重要であると考えます。独身者のアンケートを見ましても、結婚を望んでいるものの知り合うきっかけが少ないとの意見が多く寄せられております。今後、これまでの取組を振り返り、課題を整理した上で、若者同士の交流の機会づくりなどの支援についても積極的に取り組んでまいります。

「生涯すこやかに暮らす地域づくり」につきましては、村民全ての皆様が、心の在り方や生き方、そして人との関係性、健康状態、全てが「すこやか」に活躍できる「生活のしやすい環境」をつくることを目指しているものでございます。

御承知のとおり、住民の福祉の増進を図ることは、地方自治の基本でございます。私は、村が行う各種事業は全て住民福祉の向上につながるものであり、村民の方々がその担い手となって達成できるものと考えております。

自分らしい生き方の実現、地域で支え合える体制の整備、安心できる生活環境の整備、そして、誰もが活躍、社会参加できる支援事業を中心に展開してまいります。

コロナウイルス感染症の拡大により、人との距離が拡大しております。その影響で、高齢者が地域の中で集い、触れ合いや生きがい、仲間づくりといった事業が気軽に行うことができない状況となっております。こうした事業は、介護予防や閉じ籠もり防止の観点から村内各地区で行われておりましたので、大変残念に思っているところであります。

住み慣れたふるさとで生涯健やかに過ごすためには、健康が何より大事であります。今後、コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、より充実した生涯学習プログラムにより、村民の運動習慣づくりなど、健康に関する意識改革、啓蒙活動を通じて、一人一人の生きがいや役割づくりの支援に力を入れてまいります。あわせて、高齢者だけでなく、障害を持つ方々の自立や社会参加を支援する取組も推進する考えでございます。

また、地域内での助け合い、いわゆる「共助や互助」といった考えが薄れつつあるのではないかと危惧しております。生活習慣の変化、考え方の変化が要因と考えますが、高齢化に向かう社会にあって、地域での助け合いの心はぜひ持ち続けていただきたいと思っております。村としても、誰もが気軽に助け合いできる社会づくりを進め、将来的には高齢者の見守りやごみ出し、除雪等といった生活支援を地域が主体となって担っていただけるような社会になるよう努力してまいります。

医療体制については、村唯一の医療機関である診療所が中心となって、訪問看護やみとりの取組で高い評価を得てきました。また、各機関が連携し、医療・保健・福祉が一体となった医療体制を確立していただいております。大変ありがたいことだと心から感謝をしているところであります。

これからも、生涯村で健やかに過ごしてもらえるよう、村診療所で対応できる初期医療の充実と高度医療の連携に取り組むため、診療所に勤務する医師については、その定年を65歳まで延長したところでございます。

さらに、これまで同様に各種検診事業の充実と、子供たちから高齢者までの歯の健康づくりを推進してまいります。

本村では高齢化が進行しております。一般的に高齢化は社会活動の低下につながると言われておりますが、年を重ねることは本来、経験による熟練や人間関係の熟達など豊かな意味があると考えます。高齢者が持つ経験値を生かしながら社会参加を促し、生涯輝く人生を支援し、豊かな幸齢社会の実現のため、先頭に立って勇猛精進してまいります。

終わりに、今の時代を生きる私たちは、先人から受け継いだこの大蔵村を全村民の御協力の下、よりよい村に育て次の世代へ引き継ぐ努力を重ねていかなければならないとの思いを強く持って、村政の運営に当たってまいりました。

コロナウイルス感染症につきましては、ワクチンが開発され一部で接種が始まったという明るい兆しが見え始めてまいりました。本村においても、ワクチン接種に向けた準備を加速しております。これまで経験したことのない規模での接種事業となりますので、新型コロナワクチン対策班を設置し、県との情報共有に努め、全庁体制で実施してまいりたいと思います。

しかし、さきに述べたように、コロナウイルス感染症の拡大により、社会の仕組みにも大きな変化が見られるようになりました。今後、そうした社会の変化を的確に捉え、それに対応した行政運営を心がけなければならないと考えます。あわせて、昨年延期を余儀なくされた重点事業の実施、完成に向けた取組にも鋭意努力していかなければなりません。

全国棚田サミットの開催については、コロナウイルス感染症に最大の注意を払い、規模を縮小した形で本年9月に開催を予定しております。四ヶ村地域の棚田は、棚田地域振興法による指定棚田の指定を受け、指定棚田地域振興活動計画に基づく活動を行っております。こうした活動は、全国でも先進的な取組でございます。あわせて、120ヘクタールにも及ぶ広大な棚田が生産の場として活用され、維持されている、そうした状況を全国に発信し、参加した方々の意見や各地での取組を参考に、大蔵村の誇れる地域資源として、さらに磨き上げ、棚田米の付

加価値を見いだしてまいりたいと考えております。

また、升玉地区で進めております小水力発電所建設工事につきましては、系統連系先である柳渕発電所が地すべりの被害に遭い、完成が遅れておりますが、早期の発電開始に向け株主として努力してまいります。本発電事業を通じて、国が進める脱炭素社会実現の一翼を担ってまいりたいというふうに思っております。

村政の発展には多様な意見が大切であると考えます。村民の方々から寄せられる地域の課題に耳を傾け、村政運営に活かしてまいる所存でございます。

以上、私の村政を担う基本的な考えの一端を述べさせていただきました。これら実現のため、今後とも村民の皆様、議員の皆様には特段の御理解と御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、令和3年度の施政方針といたします。長い時間の御清聴、ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 以上で加藤村長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時46分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第5 本期受理の請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、本期受理の請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配布している請願の写しのとおりであります。

整理番号第1号（請願）「安全・安心、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願。

以上、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

---

#### 日程第6 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで5名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） おはようございます。

私は、今こそ高齢者に注目……、すみません、マスク取っていいですか。大丈夫ですか。

私は、今こそ高齢者に注目すべきということで、村長に質問します。

今、全国的に民間企業が高齢者に注目を集めています。例えば、保険会社では、死亡後の葬儀代などと住んだままの住宅の売買、80歳まで入れる掛金の安い生命保険、加えて最近ではコロナに便乗した保険など、また食品会社や製薬会社では健康食品や栄養剤など、全く考えられないくらいの安値で販売しています。加えて、大手の通信会社では、誰でも使える低価格の料金のスマートフォンなど、数えれば切りがないくらい高齢者を標的にした商法が目立ちます。

これらは、今高齢者が受給していて、わずかな金額ではありますが、確実に計算ができる年金が原資となっていて、会社の生き残りをかけて、したたかで、かつ必死な経営方針だと思います。

ちなみにであります、大蔵村で受給している年金額は、農協扱いだけで約5億円になります。これは、大蔵村の農家の皆さんが販売している米と同額になります。ほかに郵便局や銀行などでも取り扱っています。

このように民間の会社が高齢者を標的に必死になっていることを踏まえて、立場は全く違い、比較対象にはなりませんけれども、行政の立場から村の実情に合った施策を検討し、実行しなければいけないと思います。

現在、村で推進している子育て支援事業や住宅造成事業、新規道路の建設や庁舎の移転事業など、将来の村づくりや維持のためには重要な事業であることには賛同しますが、それとは別に、現在圧倒的に多い高齢者への政策支援も大切なことだと思います。法令的なことではなく、今だからこそ高齢者の立場や現状をきめ細かく把握し、大蔵村の生き残りをかけて、地味で目立たないかもしれませんが、全ての面で支援や保護政策に全力を尽くさなければいけません。不幸にして毎年多くの高齢者が亡くなっておられますが、これは時がたてば解決できる問題ではありません。集落や農業と違って高齢者の後継者は幾らでもいます。

そこで本題ですが、例えば、独り暮らしや老老介護家庭への支援、除雪の問題、医療や診療など、生活に直結する問題にどのような考えを持ち施策を講じるのか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「今こそ高齢者に注目すべき」という佐藤勝議員の質問にお答えいたし

ます。

佐藤議員からは、民間企業での高齢者を対象にした事業展開を例に、大蔵村でも高齢者に寄り添い、生活に直結した新しい事業を展開していく時期ではないかとの御意見をいただきました。

議員御承知のとおり、我が国は世界一の高齢社会を迎えていると言われており、本村でも、高齢化率が約38%で、実に人口の2.6人に1人が高齢者といった現状で、年々約1ポイントずつ増加している状況にあります。少子高齢化、人口減少、地域の活力低下という連鎖が懸念される中、いかに地域の活力を維持していくかが課題でございます。在宅医療活動が全国的に評価されている本村で、今後においても、誰もが生涯健やかに生き抜いていく支援体制の確立と質の向上を目指していく必要があると考えます。

また、全国的に令和7年には、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となることや少子化の流れが止まらない現状から、今後も高齢化が急速に進展することが確実でございます。

議員からは、圧倒的に多い高齢者の現状をしっかりと把握し、高齢者の支援などに尽力すべきとの御意見をいただき、村として高齢者対策の現状を確認させていただいたところであります。

第4次大蔵村総合計画では、時代の変化や多様化する地域課題に対応し、「生活の質的向上、真の豊かさ」を求めた村づくりを総合的に進めるための指針を定めたところでございます。さらに、高齢者に関する福祉施策や介護サービス等の在り方について、広く住民の意見を伺うため、ニーズ調査を行ったところでございます。

その調査からは、自分が現在住んでいる地域で長く暮らしたいとの思いや子供たちと離れて暮らす寂しさといったことを強く感じ取ったところでございます。その上で、行政に求めることとして、定期的な訪問で相談相手になってほしいとの要望、たまに地域の高齢者が集まっての食事会を開催してほしいとの要望、さらに自分が認知症や介護が必要となった場合に入居できる施設整備の要望などが多く寄せられました。

村では、そうした意見を基に第9期高齢者福祉計画を策定したところでございます。「生きがいと安心した暮らしのある村づくり」の実現に向けて諸施策を盛り込んだ計画としています。

議員からは、大蔵村の生き残りをかけて、全ての面で支援や保護に全力を尽くすべきとの御意見をいただきました。私も、これまで大蔵村の発展に大いに寄与されてきた方々でございますので、村としてでき得る限りの支援は惜しまないつもりでございますし、これまでも実行し

てきたところでございます。

しかし、基本的には自助、共助だけでは補えない部分について公助でという考えが大切であり、現在の諸制度を活用しながら、村民の方々の健康寿命を延ばし、地域の活力やつながりの形成に努力してまいりたいと考えます。

確かに、議員御意見のように独り暮らし、老老介護、除雪、医療や診察といった課題に対する御意見も伺っておりますが、家族や親戚、地域での相互扶助への支援とともに、個々の問題に気兼ねなく相談できる体制を整え、専門機関などを交えながら、よりよい方向に導ける体制をさらに充実してまいります。

行政の責務は、村民の安全・安心を第一に、福祉の向上を目指し、各種施策を展開していくことであります。

村として高齢者のみならず、誰もが生涯健やかに、幸せに暮らせる地域を目指し、人生100年時代を見据え、村民の方々の御意見を伺いながら実効性のある支援体制を構築してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 大変詳しい、大雑把な質問からでしたけれども、このままで終わるといふわけにいかないもので、これから3問を区切って質問したいと思いますが、これ後ほど質問する議員さん方にも重複すること多々ありますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1問目ですけれども、村内ずっと見渡していれば、独り暮らしの高齢者、これは非常に最近多くなってきました、老老介護の状態になっている家庭が多く見られます。村では先ほど村長が言ったとおり、できる限りの支援はしていると思ひますけれども、実際の現場では、表面のデータ、調査しているようなデータに表れないことがいっぱいあります。それで、不安や不便を抱えても我慢して暮らしている人がいっぱいあります。

簡単なことですけれども、例えば、トイレに行くのもままならない人、食事の準備や片づけも精いっぱい、またそんなことは考えなくてもいいかもしれませんけれども、回覧来ますね。それを読んで隣に回すこともできない人、それからお客さんが来ても対応が難しい人、これ表面に表れない問題が物すごくあります。しかしながら、そうかといって施設に入ればいいんじゃないかということもあるんですけれども、それは介護度の問題やそういういろいろな問題で入れません。何よりも、心配して住んでいる人は、まず健康によくはない。これは一番悪いことです。

また、これはこの場で申し上げるのに私も大変迷いました。言ってしまうと私が不利になり

ますので、恨まれるので、言いたくないんですけども、こういうことがありました。これは絶対あってはならないことであり、ないと私は信じていますが、ある、ここ2年でぐらいかな、2件ぐらい相談受けました。介護施設に入所するには、人脈と有力な紹介者があれば入所しやすい、しやすいというので、どうでしょうかと相談に来た人います。私は、そういうことは絶対ないと。審査をして、十分な審査をして、それは単なるデマやうわさやひがみであるんだろうということ、私は相手になりませんでしたけれども、そういうことを考えて見ている人が村内にはいるということ、これを村長は心の中に留意しておいてください。これは答弁要りません。

また、最近の報道ですけれども、死亡しているのに分からない。分からないということはないですけども、分からない。なぜかといったら、子供たちだけはよそへ行って年寄りだけで一緒に住んでいる。連絡をしても連絡がつかなかったら死んでいた。そういう。それから、老老介護に疲れて、妻や夫ですけれども、どっちでもいいんですけども、殺したなんていうような事件がいっぱいあります。このようなことがますます多くなってくるんです。この高齢者時代も。これ村長は、こういうことはどんなように考えているかお答えください。

また、以前に質問した、ある程度に限定した集合住宅、自分、自力で生活できる人の集合住宅です。介護度の5や4じゃなくて、自分で生活できるんだけれども、さっき言ったみたいに苦しい生活をしていると。そういう人たちだったら入る集合住宅があればいいと。前質問したんですけども、そのときは「考えていません」ということでしたので、今はどうか。このことについては、多分早坂議員も質問するかもしれませんが、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思います。

さっきも言ったけれども、普通の会社では、投資効果がなければ大体手を出しません、もうからないものには。ただ、行政はそうはいかないと思いますので、その辺のところを答弁願ひたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤 勝議員からは、今までも過去にこういった福祉、あるいは先ほど申し上げていただきました老人の集合住宅、あるいは一人で生活できない場合の老人の集合住宅というふうな、集合住宅においてもいろんな種類があるというふうなところでの質問をいただいた経過がたくさんございます。

それは、やはり佐藤議員の前の職責といいましょうか、民生委員をされていたというふうなことから、地域住民に密着した形でのいろんな要望をお伺いしているというふうなこと、そして今現在は議員としてそういったことの解消に向けて、地域で、あるいは大蔵村全体を見据え

た形で、日々努力をされているというふうな形で御質問いただいたというふうに思っております。

先ほども1回目の答弁で申し上げたとおり、その質問をいただいて、大蔵村での老人福祉の在り方、そういったものを最低限検討させていただいたところであります。要約をしますと、1回目の答弁で答えたとおりであります。ただ、今2問目の質問の中で、お伺いしたことで、村長としてどういうふうに考えるというふうなことを言われましたので、私は、いつもいろんな集合場所、挨拶の中でも申し上げているわけでありまして、大蔵村は3,000人足らずの山形県の中でも35の中で一番小さな村でございます。ですから、小さいからこそできるきめの細かいそういったいろんな手だてができるわけですので、小さいことをメリットとしたいろんな事業をやっていこうというふうなことを言っております。そして、それも全てではありませんが、実行してきたというふうに自負をしております。

そういった中で、今回のこともいただきましたので、まずはお年寄りの方々がその地域で暮らしたいというふうな意向が非常に強いということを考えさせられました。このたびも、先ほどのこれも1回目の答弁でございましたけれども、第9期の高齢者福祉の計画をつくるためのニーズ調査というものをしてございます。ほとんど入ってきてございます。本当の本音で語っていただけることがたくさん見受けられました。ここで紹介するのではなくて、それを受けて何が一番必要なのかということは、やはり話し相手というんでしょうかね、まずはお年寄りの方々の話を聞いていただけるような、そういうふうなことを行政としてしっかりやっていかなくてはいけないのかなというふうに思っています。そのことは、担当課長として、他の行政、あるいは市町村でできていないことをしっかりと大蔵村ではやっているというふうに私も自負しておりますけれども、課長自らいろんなことを考えてくださって、それを職員に指示し、実行していただいております。この中で全てを申し上げることができませんけれども、これから同じような質問が何人かいらっしゃいますので、その中でもおいおい答えていきますけれども、まずはそのことなんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど調査に表れない人がいるんだと。困っている人がいるんだというふうなこと、やはりそれは、何というんでしょうか、表れてこないということは、調査にも応じていただけなかったり、あるいはほかから見てなかなかその基準に合わないのが上がってこないというふうなことだろうというふうに思っていますので、まずは今まで以上に地域の民生委員との関わりを深く持ちながら、その地域の現状をしっかりと把握するということが大事なことだろうというふうに思っています。そういうことの中から、村としてできること、あるいは地域としてできるこ

と、そのことを区分けをしながらお願いしていくほかないのかなというふうに思っています。

地域には、それぞれの地区代表さん、あるいは民生委員さん、あるいは議員さんとか、いろんな形での役職の方がいらっしゃいます。それがおのおのにするのではなくて、一つの地域として横の連携を取りながら、その地域の実態というものをしっかり把握していただく。それを村のほうにつないでいただけるような、そういうふうなつながりのものをしっかりとしていかなくちゃいけないのかなというふうに思っています。それもやっぱり村としての務めとしてやっていかなければならないというふうに思っています。

一応、私は今佐藤議員から言われたこと、あるいは必要でないということは、介護施設の入所、そういうことは申し上げます。

それから、集合住宅の件でありますけれども、私は、たしか佐藤議員が最初に質問したときには、今のところは考えていませんというふうな答弁をしたというふうに私も記憶しております。その後、早坂民奈議員からいただいたときには、検討するというふうなお答えをしております。答えてございます。そういった中で、今現在、検討中であります。建てる・建てないは別として、先ほど申し上げましたとおり、この意向調査、いわゆるニーズ調査の中では、そういったものが欲しいという人はほとんどいませんでした。なぜか。それは、集合してそこで住ませるというのではなくて、先ほど私が申し上げたとおり、その地域でそういうことができるのであればというふうなことのようであります。例えば、例を挙げますと、年間、四季を通してそういった施設で生活したいのではなくて、当然自立している方ですけれども、冬の季節だけもしそういうふうな施設があればいいよねというふうな形で、何人か要望いただいたことが事実としてございます。そういったことも踏まえて、そういった集合住宅を建てるときには、建設はした、だけれどもそれを利用する方がいないでは、村の施策として、事業として、私は成り立たないというふうに思っております。そういったことの中で、皆さん御存じのとおり、子育て支援、あるいは若者定住住宅については、建てるその前からやはりいろいろな協議、あるいは関心があって、販売と同時にもう小一時間でその販売が終了するような、そういうふうな、本当に地域住民、村民が待ち望んでいる施策に対して大事な大事な村のお金を使って事業ができる、そんなふうなことをやっていきたいというふうに思っているところです。

以上であります。もし足りなければ、担当課長にその後について答弁させますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 前回の質問より大分前向きになったと思いますので、よろしくお願ひし

たいと思います。いっぱい質問事項ありますので、時間もないので、私も簡単に言いますから、村長も簡単にお願ひしたいと思います。（「はい」の声あり）

じゃ、2問目に入ります。

これ除雪関係なんですけれども、これ業者委託の村道とか生活の除雪ではなく、屋根の上や軒下、玄関などの除雪に関してであります。これは私の仕事の関係上、1日2回ぐらい除雪に回っていることがあります。そういうとき見かけるのは、ほとんど高齢者なんです、全部。たまに、あれはスノーダンプから引っ張られながらやっているような人もいます。屋根の下に座ってやっているような人もいます。何でそういうことをやらなきゃならないのかということなんですけれども、これはやはり通勤、勤めている人なんか冬期間はもう朝早くから出なくちゃなんない。準備もある。除雪まで手が回らないと。それで、しょうがないから、車出すところもない、やっておこうかなというんで、高齢者がやっているのは多いんじゃないかと私は思います。

いろいろ除雪関係はありますけれども、その担当というか自分がやろうとしているところは、大体屋根の上、それから軒下、玄関、高齢者は無理してもやっています。今もそうですけれども、落雪防止のため、危険防止のために、屋根に雪崩防止をつけなさい、補助を出すからつけなさい、そういうことはやっているんですけれども、その積もった雪、危険は危険、危険防止じゃなくて、その上に積もった雪を降ろしたり片づけたりするのは、果たして誰がやるのか。救済ダンプの制度もありますけれども、業者委託にしても、少なくとも金がかかる。それより順番が回ってこない。その間に雪がまた積もってくる。そうすれば、家屋そのものが危ない。もっとも人の命には代えられませんけれども、家屋も危ない。そういうことが現実なんです。結局、それで日中無理して、その下行って除雪して事故に遭う。今年も一人か二人あったんですけれども、事故に遭う。それはもう当たり前のことなんです。まして日中は誰もいません。埋まっているのが分かりません。だから、当然の結果なんです。

雪というのは、いつ解決するものでなくて、もう何万年も前から雪が降るのは決まっているんです、間違いなく。これにどうやって何をやれというんじゃないですけれども、こういう現実を村長はどんなふうにかえているのか。受け止めているか。私はこうやりますとか何じゃなくて、どういう感じで受け止めているか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の質問いただいたこと、職員に答えろと言っても、これは無理なことですので、私の思いについて、私見ということで、答えさせていただきます。

今佐藤議員から言われたのは、やっぱり高齢者のみの場合だというふうに思います。私は、いろんな議員の先生方から質問来るときに、家族というふうなつながりを大事にしてほしい、その中でやってほしいというふうなことをお話をしております。そして、どうしてもできない場合は村に相談してほしいといったこと。いわゆる自助、共助、その関わりでございますけれども、やはり私はお年寄りの皆様方の会合によく行くときあるんですけれども、今年はあまりコロナ関係で行っていませんけれども、普段は逆にお年寄りの皆様方に、せっかくの神様から与えていただいたこの運動する機会、それをまず頑張らせてほしいというふうに言います。でも、決して無理をしないでというふうなことを言っています。健康の秘訣だというふうに思っています。ただ、佐藤議員がおっしゃるとおり、それとはまた違った状況の中での除雪、雪処理だというふうに思いますので、なかなかこれといった解決方法はないというふうに思っています。

1つ考えられるのが、全てそれを村で対応できるかということ、これはできません。大事なのは、地域でそういったものを何とか除排雪できるような組織をつくることができないかなと。なかなか難しいと思います。先ほどおっしゃっていただいたように、もう全ての皆様方が高齢化、あるいは人がいなくなっている状況の中で、そういった状況でございますので、大変かと思えます。ですけれども、それをやっている地域もあるんですよ。それについては、村の除雪機械を買うための補助も出ますし、そういったことを利用していただけるとか、とにかくは村と地域としてのまとまりの中からそういった世帯の面倒を見るような、そんな、まるっきり無償とは言いません。有償ボランティアの中で、そういったものができないかなということを、今村の中でもそういった組織づくりといたしまししょうか、運動を起こせるような、そういったものを考えている矢先でございます。

先ほど佐藤議員がおっしゃったとおり、大蔵村は雪とは切っても切り離せない、そういうふうな状況ですから、そんなことを地域としても真剣に考えていただくような、そんなことを提案してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） これは今今の問題ですけれども、これはさっきも言ったとおり、具体的にどれやれ、これやれというのではなくて、そういうことを今村長が言ったように考えているのであれば、それに沿ったような施策を進めていただきたいと、そういうことであります。それはもう終わりにして、次、3問目に行きます。

3問目は、医療や介護の問題であります。

要は高齢者、高齢者という、ただの高齢者ですけれども、高齢者にとって、今何が大切、一番大切で、楽しみじゃないんですけども、欠かせないのが医療と投薬、薬をもらうです。これ、いずれも病院か診療所へ行って診察を受けなければ薬は頂けない。それは、そのほうが本人のためであって当たり前のことなんですけれども、ただここで問題なのは、病院とか診療所まで行く手段なんです、手段。今高齢者の免許証返納などもあって、なかなか行くのは大変。これは当然といえば当然ですけれども、家族がいればの話ですけれども、そのうちの嫁さんとか、会社勤め休んでも行かなきゃならない。普通、有給休暇みたいな使える環境を与えられている人はそれでもいいんですけれども、それはみんなそうではない。結局は、仕事を休まなくてはならない。ただ、本人は休むのもいいんですけども、家族の人は、うちの嫁さん休ませないで申し訳ないという気遣いが物すごい、病気になるぐらい気遣いしているんです。そういう点は、さっきの言ったとおり、表には表れないんです。たった一ついいことは、最近診療所でもどこでもそうですけれども、軽症というか、大した病気でないやつ、診察ぐらいだったら3か月分ぐらい薬はもらえます。これは非常にありがたいことだと私は思っています。これは、ぜひ続けていただきたい。

村で経営している診療所ならの提案ですが、以前、大分前、多分私の記憶だと柳渕だと思っただんですけども、ただの健診であれば団体で来てありますね、車来て。4人ぐらい付き添いでやっている、しょっちゅう一緒にありましたけれども、そういうものも、何たらの方法で、そういう方法はできないのかなど。当然車は村で手配してもいいですし、その地域で誰か乗って連れてきてくれる車もいいんですけれども、そういう方法はできないのか。

また、先ほどの施政方針では、出張の訪問介護ですか、でもいいですので、やっているんですけれども、それは歯医者だと思うんですけれども、ありますか。やっている。やっていればいいんですけれども、方針を聞く前にこの原稿ができたものですから今言うんですけれども、やっていればすばらしいことなんです。だから、やっているんだったら、続けてもらいたい。これは、基本的に来たら診てやる。診てもらいたいなら来なさいではなくて、私たちが行って診ましょう、診てやりましょうと、そういう気持ちじゃないと駄目なんです。今の私が農協のほうの役員したときに、農協の技術指導、それ来たら見てやるという、病気の薬っぱ持ってきたら見てやるようになったんですけれども、それじゃ駄目だということで、指導員が現場へ行って診察してやるようなことやっています。それはすばらしい効果です。そういうことをどうかやっていただけないのかと。

一番大変なのは、訪問してやったとしてもいいんですけれども、その環境も悪い。衛生面で

も悪い。それに最も大変なのは、診療所にお医者さんがいなくなったら、診療所へ来ている患者さんに迷惑がかかるようになる。それ一々そんなことやっていたんだったら私たちも大変だということが考えられるんですけれども、分かっていると言っているんですから、私も大変なんですけれども、そういうことは何とかできないものかなと。すぐとは言いませんけれども、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から大きく2つ、御指摘、御質問があったのかなというふうに捉えてございます。1つは、診療所を利用するための交通手段についてであります。スクールバス、あるいは送迎バスを利用してということで、時間的制約はありますけれども、おいでになっている方々、ほとんどであります。あるいは、自家用車で来られる方、あるいは家族から送られてというふうなこと。以前にも申し上げましたけれども、やはりこれも家族間の問題でありますね。独り暮らしでなければ、家族の譲り合い、あるいは互いに敬い合いというふうなことで、何とか送迎をしていただけるようなこと、バス時間とかそういうふうなの合わなければですよ。

それから、村として診療所を利用したときに、たしか、これも後から担当に聞きますけれども、そういうふうな方向でやっております。バスを使って送迎、送迎というか送るほうだけだというふうに思いますけれども、来る場合については難しいですけれども、送る場合は村の事業、あるいはそういったものを作ってというふうなことで、今までやってきたというふうに思っています。普通の診療所への来るための交通機関、手段ではなくて、あるいは帰りのためのではなくて、特別な事情によりというふうな形の中で、村の事業に出席をしていただいたというふうな中で、例えばそれを必ずやりますということは、診療が終わった後、何らかの講習みたいな形で、勉強会みたいな形でそれをしてくださって、その後に送るということになるんですけれども、今までにもやってきております。そのことかなというふうに、佐藤議員の前の柳渕のことを言ったのはそのことかなというふうに思っていますけれども、それは現在でも続けているものと私は理解しております。

それから、在宅診療でございますけれども、これも医科、歯科ともに実施をしているというふうに私は理解をしておりました。このことについて、担当である診療所事務長のほうから答えさせます。診療所事務長。議長、よろしく取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 診療所の訪問医療につきましては、医科・歯科共にやっております。

ます。今年度、平成2年度の実施状況につきましては、歯科のほうは2月現在まで30件の訪問診療で、延べ人数、延べとして30件の訪問診療を行っております。医科につきましても、毎週月曜日と金曜日の実施をしております、年間で、今のところ、平成2年度につきましては290件ほどの訪問診療をしているところでございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今時間がないからやめろという指示がありましたので、やめますけれども、取りあえず、私も分からないものですから、当然答弁する人は大変だと思いますけれども、つまり私が言いたいことは、民間の会社がいち早く世相をしっかりと把握して高齢者を標的にした経営を行っているんですから、行政の立場として、法令的なことでなくて、今までよりギアを一段上げて、少しでも高齢者が安心して生活ができるような方策を講じていただきたい、こういうことなんです。だから、今まで言ったことは、ただ何だかんだと報告にすぎませんので、よろしくお願ひしたいと思います。時間がないので終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） それじゃ、私もマスクを外させていただきます。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

私は、2点について村長に質問するものであります。

まず、第1点は、豪雪対策除排雪補助金の一層の拡充をということであります。

2つ目は、国民健康保険税率、ないしは国民健康保険税額の引下げの余地はということで、この2つについて質問をしたいと思います。

まず、1番目の豪雪対策除排雪補助金の一層の拡充について質問いたします。

昨年度の少雪と打って変わって、今年度は雪の日が連日続く豪雪となりました。コロナウイルスの猛威、夏の水害に加え、このたびの豪雪で、村民の疲労と経済的負担は増しています。豪雪対策除排雪補助金の対象を事業者等にも拡充し、また人力等による除排雪も対象としたことは、村民の願ひに沿うものとして大いに歓迎するものであります。

他方で、来年度以降の豪雪に備え、この要綱の目的に「村民の生命・財産」という記載がありますが、生命・財産のみならず、日常の暮らしの確保という一文も加えて、除排雪補助の一層の拡充ができないか、質問したいと思います。

具体的には提案になりますが、3つあります。

1つは、経費の実額をより多く補填するため、積雪の状況に応じて補助率や限度額の引上げ

を盛り込んだ柔軟な要綱への見直し、こういったことが今後できないかを伺います。

2つ目は、除雪機等を所有して除排雪をする方がいるわけですが、そういった方への合理的な範囲での燃料代補助制度の創設をしてはどうかと思います。

そして、3つ目ではありますが、自助・共助・公助とあるわけですが、その中の共助を促すために、地区や自主防災組織などが窓口となり、除雪等の相談に応じる場合などの支援金補助の創設、これについては必ずしも豪雪とは限りませんが、通常からそういった形で、地域や自主防災組織が行う除雪相談に対して村が補助するという仕組みをつくってはどうかということをお聞きしたいと思います。

そして、2つ目ではありますが、次に国民健康保険税額の引下げの余地はということについて質問します。

平成30年度に国民健康保険制度の保険者が市町村から山形県に一本化されました。保険税額の算定と徴収はいまだ市町村の事務とされていますが、保険給付費は県から全て交付され、村は納付金を県に納めることとなりました。そのことから、村の国保基金の性格も変わったと思います。基金の保有額はどの程度が適切かについては、常に議論のあるところでもあります。そういう中でありますが、住民の社会保障費負担が増える中で、現在保有している基金、1億数百万円あると思いますが、この基金の一部を取り崩して国保税引下げに充てる考えはあるのか、この点について質問をしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「豪雪対策除排雪補助金の一層の拡充を」及び「国保税率（額）の引き下げの余地は」という佐藤雅之議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、「豪雪対策除排雪補助金の一層の拡充を」について答弁いたします。

去る年末年始に降り続いた雪は、近年まれに見る短期的な大雪となりました。その被害は各方面に及び、現在に至っております。その降雪の影響により国道は3か所で雪崩による通行止めを余儀なくされました。人的被害として除排雪中の事故による重傷者が2名、農業施設におきましては、農業用パイプハウスが71棟、約5,000万円の被害額となっております。これらを見るに、短期間で降る大雪の恐ろしさを改めて痛感しているところでございます。

村では、これら状況を踏まえ1月4日に豪雪対策本部を立ち上げ、除雪中の事故や雪による被害防止に努めてまいりました。豪雪対策除排雪補助金についても、議員御意見のようにコロナ感染症や7月の豪雨災害などによる地域経済の疲弊を考慮し、村民の大きな負担となる除排

雪経費の軽減につながるよう要綱を定めたところでございます。

今回の豪雪対策除排雪補助金に関しては、その適用範囲を大きく変更し、村民の視点に立った活用しやすい制度にしております。例えば、重機械による村内業者だけの委託作業除雪のみを補助対象とした前回の要綱を一変し、人力による作業除雪も補助の対象としたほか、除排雪作業業者に関しましても、村内業者に限らず、一般的に除雪作業を行っている個人事業主などもその対象としております。住宅の立地条件や作業形態にとらわれることのない柔軟で画期的な補助制度であったというふうに自負しております。

さて、経費の実額をより多く補填するため、積雪の状況に応じて補助率や限度額の引上げを盛り込んだ柔軟な要綱への見直しとの御意見をいただきました。これに関しましては、補助制度ありきの除排雪経費の補助事業であってはならないと考えます。やはり、各自の家屋等は自分で維持管理するのが原則であると考えます。その上で、その時々積雪や降雪量を考慮し、対策本部の設置を踏まえ、その都度検討し対応していくべきであると考えます。

また、除雪機械等を所有して除排雪をする者への合理的な範囲での燃料代補助制度の創設という御意見ですが、除雪機械を所有し、それらを活用した除雪体制を取られている世帯は、それなりの収入や除雪機械を維持できる環境が整っているものと判断します。また、村における全ての世帯が除雪機械を所有しているわけではございませんので、これら除雪機械に係る燃料代の補助については一切考えておりません。

次に共助を促すために「地区」や「自主防災組織」などが窓口となり、除雪等の相談に応じる場合等の支援補助金の創設という御意見については、地区代表を柱とする自主防災組織が地区住民の除雪相談を伺うというのは、大変意義深い自主防災行動であると考え、大いに期待するものであります。

こうした活動が自発的に活性化し、高齢者世帯などの支援につながるような共助的な考えが育っていくことを願うものであります。そうした活動に係る経費については、それぞれのケースを考慮し、今後検討してまいります。初めから公費ありきの考えでは、村からやらされているとの思いが強く、担い手が育たないのではというふうな思いもございます。

今年の雪はおおむね峠を越した感がございますが、国内有数の豪雪地帯である村においては、雪への対策は毎年必要不可欠なものであります。これら豪雪に対する住民の苦労や負担の軽減、そして安全確保に今後とも誠意取り組んでいく所存でございますので、特段の御理解をお願いいたします。

次に、「国保税率（額）引下げの余地は」という質問にお答えいたします。

議員御意見のとおり、現行の国民健康保険制度は平成30年度に抜本的な制度改革が行われ、県と市町村が共同で国民健康保険事業の運営に当たることとされました。その内容につきましては、議員御理解のとおりであります。

国民健康保険基金の保有額につきましても、議員御意見のとおり、その見解が分かれるところでございますが、本村の保有残高は令和元年度末で1億300万円ほどとなっております。

こうした状況を踏まえ、議員からは保有する基金を活用して国保税率の引下げに充てる考えはあるのかとの質問をいただきました。

本村の国保事業は小規模であり、長期入院の重症患者や人工透析者などの増加により、医療給付額が増額し、翌々年には県への納付金が増加することになります。

また、令和7年には団塊の世代の方々が後期高齢者に該当し始めるなど、高齢化率の上昇とともに、社会保障に必要な金額が急速に膨れ上がると言われております。こうした傾向は、地方になればなるほど顕著となり、後期高齢者医療制度への支援金分など国民健康保険から支援する分についても増加するものと考えております。同時に、平成30年度から始まった国による財政支援が、このまま継続されるのかも不安要素としてございます。

今後は、村として医療費の適正化に向けた取組や国保税の収納率向上等について、なお一層推進していかなければなりません。このような一連の国や県の動向を踏まえた上で、適正な税率設定や事業運営に努めてまいりたいと思います。

議員御意見の国保税率の引下げについては、現在、住民税の申告相談を行っておりますので、住民所得がほぼ判明する4月下旬をめどに、税率の案を国民健康保険運営協議会にお示しさせていただき、御相談させていただきたいと思います。今のところ、住民負担の軽減につながる方向性で検討しているとのことで御理解をいただきたいと思います。

なお、国保会計を取り巻く環境として、短期的にはコロナ感染症や昨年7月の豪雨災害などに伴う住民所得の減少であり、長期的には国や県からの公費による財政支援がいつまで継続されるのかといった課題を抱えております。

こうしたことを踏まえ、国保税率の税率改正においては、将来を見据えて急激な税率の変化が生じないように配慮してまいりたいと考えます。

さらに、国民健康保険事業の抜本改正の趣旨にのっとり、国保事業の運営が名実ともに県で一本化されるよう、関係機関とともに力強く要望してまいりますので、議員皆様方のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ちょっと時間が中途半端ではあるんですが、まず豪雪対策除排雪補助金の件について質問したいと思います。

今回、私もこれまでの対策から大きく発展をしたというふうに、大いに評価するものであります。とりわけ、住宅に限定されたものを事業者も対象とするということは画期的なことで、これまで私と村長も議論をしてきて、なかなか事業でやっている者に対しては支援はできないと、税制上の経費に当たるからという議論がありましたが、それを大きく超えて今回対象にしたことは評価できると思います。ただ、あわせて、一律最大5万円という形で上限が切られて2分の1という形になっています。毎回これをやれということではなくて、とりわけ豪雪時において、柔軟にこの枠をもっと拡張できないかということがあると思うんです。それで、確かに固定資産税を払っているからということではありません。税金は税金として、反対給付とは関係なく納めるものですが、やはりただ規模からすれば固定資産税の規模、あとは評価額、そういったものも要素として考えていかないと、実態に合わずになってしまうのではないかと。大きなものを所有している人と小さな家を所有している方で上限が5万円というのは、あまりにも一律過ぎないかということはあるので、まずその点について見解を伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほども申し上げましたとおり、大蔵村は豪雪地帯というふうなことで、雪に今関わらないで生活をするということは、不可能でございます。そういったことから、よそでは行っていない全戸、しかも人家でないものも対象にして今回大きく一步踏み込んだ補助要綱を策定し、それを実施しました。そのことによって、いろんな方々が利用していただいております。ただ、全ての皆様方に合ったような形での補助体系ということは不可能でございます。そういったことで、ある程度理解をしていただける中で、こういった額を設定したところであります。これについては、今佐藤議員から言われていることも分からないではないですけども、今のところそれを実行するということはできません。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そこは、今回大きく従来の枠を踏み越えたということは評価しますので、今後の災害の状況などを見て、最初からもうやれないというふうに言うのではなくて、やはり自分なりに状況に応じて対応していくというような、そういう方向で、ぜひこれはとてもいい制度だと思いますので、それがより住民の皆さんから喜ばれるというようなことを考えた場合に、その部分をもう少ししっかりと対応していただきたいと思うのですが、それでも一切やりませんということでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の舌足らずで、そういうふうを取っていただいたのかなというふうに思っております。申し訳ありませんでした。そういうふうな意味ではなくて、一切ということではなくて、今のところというふうなことでございます。例えば、こういうふうな違い、このたびの除雪の補助金の結果というか、今途中でありますけれども、大変多くの方々から利用していただいております。やはり使い勝手がいいというふうなこと、まさに今年の急激な豪雪に合った補助金だというふうなことであろうというふうに思っております。ただ、その裏にも、陰にも疲弊が生まれてきてございます。それをまずは検証し、そして、より皆さんが使い勝手がいい、さらに不公平のないように、それを思っていかなければならないというふうに思っています。そういったときに、金額が大き過ぎる場合は、村としてのこの小さい予算の中で、占める割合として非常に多くなってしまいます。先ほども申し上げているわけでありましてけれども、このコロナ禍、あるいは未曾有の災害の中で、基金を取り崩し今回の予算を編成したというふうなこともありますので、本当に予算をつくるに当たっては、担当部署に御難儀をおかけしましたし、英知を振り絞ってこの予算を作成したところであります。そういうことの中において、幾ら雪が降るといっても、それを補助ありきの考え方でやっていってはいかなものかというふうなこともしっかり検証していかなければならないというふうに思っているところです。そういうことで、今後のまず検討課題というふうなことで捉えていただければと。ただ、検討というふうなことで、佐藤議員においては、約束したでしょうというふうな形で後ほど迫られるようなことのないようお願いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ぜひこれは本当に前向きに検討していただいて、限られた財源ではあると思うんですが、ぜひ実態に沿った形で支援、とりわけ災害が続いている中ですので、お願いしたいと思います。

また、あわせて、今回旅館さんの一部の方から残念だなと言われたのが、この燃料費の補助がないということだったんです。それで、これは福祉や弱者対策じゃなくて、豪雪といういわば一種の災害に対する対策なんだと思うんです。ですので、住民税非課税の高齢者世帯の雪下ろしをするというような弱者や、あとは経済的困窮者、そういった人を救済するための制度というよりは、むしろ普通に働いてなりわいを、それこそ村長が強調するなりわいをしっかりやっていく中で必要な人の支援をする制度だと思うんです。そういった意味では、収入や除雪機械を維持できる環境が整っていてある程度裕福な方だという議論ではなくて、この災害でなり

わいをどう続けるか、そういった中での問題意識があるんです。

それで、村長にするとどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 除雪機械を求めている家庭については、裕福というふうな言い方がまずかったというふうなことは考えております。そういうふうなことではなくて、それを買って維持をしていくということは、それなりの必要経費というものを捻出できる立場にあるからその機械を買ってやっているというふうな計画的なものであるというふうに思います。そういったことで申し上げたところであります。

ただ、除雪機械の援助費については、どこまで支援をすればいいのかというふうなことの議論になろうかと思えます。そして、そこまでいくにはまだまだ道のりは長いというふうに考えてございます。そういったことの中で、検討するにしても、なかなかこれは大変なことなのかなと思っています。先ほどのいわゆるいろんな段階での補助段階、それよりもさらに難しいのかなというふうに思っております。そのことを御理解いただきたいというふうに思いました。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 1 番の問題はいいですか。

○3 番（佐藤雅之君） じゃ、1 番のほうをもう一回。

今の燃料費の補助の件なんですけれども、ぜひ考えていただきたいのは、先ほど言ったように高齢者等に対する福祉という観点ではなくて、自分で、それこそ逆から言えば除雪機を持って自ら除雪をしようという人です。だから、自己責任でやっていこうとしている人たちなんです。しかし、これだけの大雪の中で、いろんな複合的な災害の中で、資金繰りがなかなかうまくいかないという中で、そこを後押しするというのは、むしろ自助、全部が自助じゃないんですけれども、一部補助することによって自助を促進する。みんな業者に頼んでやってくれという人を救うというよりも、自助でまずやるという人に補助することによって、その機能を担わせるということは、むしろこれ自助を促進する側面もあるということをぜひ共有していただければなというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員の言わんとすることは分かります。ですけれども、村としては、自助、もちろんそれも一番大事なことでありますけれども、むしろ先ほど私が申し上げましたとおり、共助というふうな形で、佐藤議員も提案しておりますけれども、それについては村としてもしっかり対応していかなくてはいけないし、その方向性を皆さんに分かっていただいて、

そして進めていかなければならない案件だというふうに私は捉えてございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） じゃ、1問目はこれで終わります。まだ続けていいかですね。

○議長（鈴木君徳君） いや、まだ1番だからね、途中ですから。1番の項目終わったら休憩やろうかなと思ったから。

○3番（佐藤雅之君） はい、分かりました。1番目、いろいろあるんですが、ちょっと時間の関係ありますので、1番目はこれで終わります。2番目については、また午後からお願いします。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時07分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き一般質問に入ります。

3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 午前中からの延長ということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2問目の国民健康保険税の引下げの余地はということではありますが、村長の答弁を見ますと、いろいろと不確定要素があると言ひながら、今のところ住民負担の軽減につながる方向で検討したいという、非常に前向きな答弁として私は理解しました。先ほどもあったように、基金が1億300万円でしたっけ、あるということで、従来は市町村が保険者ということで、毎月のやりくり、レセプトに対してどう返していくかということで、資金繰り上の問題としてこの基金の役割というのがあったと思うんですが、今はここにあるように納付金という形で納めるということで、翌々年、2年後に結果が分かってくるということなので、そういった意味では月々の支払いで資金繰りが分からない、厳しくなるということは、今の制度上はないと思うんです。それで、最終的には都道府県が一元化して市町村の税率も一元化することが一番の理想なんでしょうけれども、今過渡期にあつて、こういった形で市町村が税率は設定できるという状況になっているというふうにあるわけなんですけど、そういった中で、基金1億円があるという中で、これをいかに効率よく使っていくか、住民の負担軽減に使っていくかは大事だと思うんですが、この点、基金の性格も含めてどのように村長としては認識しているでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員の理論といいたまいますか、言い分としては、基金が1億300万円というふうな形で積み上げがあるというふうなことで、じゃこの辺でもし下げると、保険料を下げるというふうな、税率を下げるというふうなことであれば、ぜひそういうふうな方向でというふうなことでしたので、1回目の質問の答弁では、そういうふうな前向きといいたまいますか、下げる方向で検討というふうな形になってございます。ただ、それも申し上げたとおり、4月の納税相談が終わってからというふうなことで、その状況を見据え、あるいは今度今回の災害で、税、あるいはそういったものの減免の額、そういったものもしっかり把握というようなことを含め、さらにはいろんな勘案をして、検討会があるわけですがけれども、その中で検討していただくというふうなことでしたいというふうに答えておりました。明言というふうなことは控えてございますけれども、恐らくそういうふうな方向で進んでいくというふうに私も考えているところであります。

私が危惧しているのは、こういった税の在り方というのは、毎年上がったたり下がったりというふうなことでは、なかなか村民も安心していただけないというふうなこと。そういったことを危惧している状況であります。そういったことで、将来的には県一本の中でやっていければ一番いいんですけれども、今は仕事の分担として課税、そして徴収を村でというふうな形で、県には決まった額を納めるというふうなシステムでございます。それを全て一本化になって県がその責任を果たしてほしいということは、私ども町村会の中でもそうですけれども、いろんな会合の席でそれをお願いしてございます。とりわけこのことは、22町村の中で大蔵村が一番強く申し上げていることですので、大蔵村が県に対しての要望会、私が知事に対して直接町村会を代表して2回ほど質問といいたまいますか要望してございます。そういったことで、知事のほうからも大変前向きな形で、この三、四年の中で実現できればというふうな前向きの検討を、答えをいただいているところであります。

そのほかのことについては、担当の長南課長のほうからお答えをしていただきたいと思いますというふうに思います。議長、取り計らい、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 税率の改正につきましては、2月17日に村の国保運営協議会の中でも、今年は税率の改正をしたい旨を委員の方々にお話はしております。ただ、この段階では一体均等割を幾ら、平等割を幾ら、所得割を幾ら下げるのかというお答えはちょっとできない状況にあります。というのも、まだ、ただいま申告の真っただ中でありまして、一体令和2年度分の住民の所得が幾らなのかが全く読めない状況にあります。私も、申告のほう、今日

もやっておりますけれども、スタッフの一員として所得の相談に応じたところ、私の個人的な意見もあるんですけれども、申告を受け付けて話を聞いたところ、どちらかといえば令和2年度は所得が減少傾向にあるのではないかというふうに感じております。

その要因としましては、大きく3つあるんですけれども、1つ目が赤松、烏川、それと通りですか、ほぼほぼ圃場整備が終わりまして、個人の所得、水稻の農業者の数が減っている。言い換えれば担い手に農地の集約がされて、大農家というか、担い手が残ったために水稻単作の個人農業者の数が減っております。

それから、2つ目として、水稻単価の激減があります。大蔵村の主力品種であります「はえぬき」、今年何作ったのやと聞くと、「はえぬき」が断トツで多いです。その水稻の単価なんですけれども、系統出荷のデータであります、令和元年産は1万3,600円だったのが令和2年度1万1,700円、何と1,900円、14%減であります。これが非常に大きく感じております。

それから、昨年はいろいろなことがありました。コロナ禍、それから7月豪雨による減少も、商店、旅館が法人化しているところもありますけれども、個人事業主も多いですので、その辺の減少も所得として減少に向かうのではないかなというふうに申告を受けながら感じたところでございます。それらが4月中旬で一旦申告終わりますので、まとめ方をするのが約1か月かかると。それから税務署から青色申告者、そちらのほうのデータが来るのが、税務署さんに一気にすぐ送れというわけにもいきませんので、データが来るのも約1か月かかるところで、その所得を見ながら税率どのぐらい改正できるのかを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、その所得で試算したデータを受けて、また村の国保運協のほうに試算結果、1プランだけでなく3つくらい出したいなというふうには考えておりますけれども、また村の国保運営協議会をやりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） いろいろな状況はありますけれども、下がる可能性が高い、出ていたということで、確かに激変するというのは、納税者にとっては過酷なことだと思います。ただ、下がる分には、激変はすぐ反映してもらいたいと。特に、医療の場合は、年金とはちょっと違って、やっぱり短期保険という見方もあるので、社会保険と国保を行ったり来たりする方もいると思うので、そういう中では短期的に収支が取れるような形のほうがいい場合もある。急に上がってしまうというのも問題ですけれども、下がる場合などはそういったものもぜひ考慮し

てもらったほうがいい。激変というのは確かにあまりあってはよろしくはないんですが、あわせて下がる要素がある場合は、短期的な保険でもあるということに鑑みて、ぜひそれは還元できるような形にしてもらいたいと思います。それは答弁要らないです。

あと、後期高齢者医療制度ができてかなりなるわけですが、国保のほうの負担ですけれども、ここの1回目の答弁を見ると、長期入院の重症患者だとか人工透析ということで、国保関係の負担も増えているんだということがありましたけれども、一般的に素人目で見ると、後期高齢者の分のほうが医療費がかかるということが考えられるので、支援金という形で後期高齢のほうに出してはいるものの、その分は多くなるでしょうけれども、全体として後期高齢者医療ができた分、国保の財政はむしろ若い人が多いわけで、健全化というか、安定化するような気もするんですが、それは大蔵村、当村では必ずしもそうはなっていないんでしょうか。この点、ちょっと確認したいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 担当課長に答弁をさせます。議長、取り計らいお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 後期高齢者支援分というのは、特に国保から後期高齢に助けているわけではなくて、他保険、協会けんぽであるとか、それらもろもろのほかの保険から全て高齢者を下支えするというか、そのような制度でございます。

大蔵村の国保の場合は、後期高齢者支援分として、所得割が2.8%、それから均等割が9,500円、個人割ですね、それから平等割、世帯割が9,000円という形で支援をしております。これは、うちの国保だけでなく全国的なもの、それから協会けんぽ、その他の保険からも賄わないと高齢者の保険料が高くなるので、支援しているというような形でございます。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ちょっと今私が聞いたこととは趣旨が違ったんですけども、国保全体としては、かつて後期高齢者医療があったときに比べて全体としては若返っているという、若返ってはいないですけども、若い世代の保険になっているために、負担としては中長期的には社会保障費が増えているのは分かるんですが、そういう中で、後期高齢者が抜けた分、少し国保のほうに余裕はできていないのかと、一般的には考えられるんですが、大蔵村はどうなのでしょうかと質問でした。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） もしも後期高齢がなくて年配の方々が国保に残った場合は、軽減で7割軽減とかに当たったりする方が多いので、その点ではさほど私個人的には影響はあまり変わらないのかなと。変わるとすれば、保険給付費がやっぱり高くなるので、税として集めるものは変わらず、出費のほうが増えるような形になるのかなというふうに感じております。以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 最後ですが、今後の税の申告状況によって、状況を見ないと分からないという部分はありますが、下げる方向で検討はしているということは、非常に前向きな答弁だと思います。今様々な形で負担が増えておりますので、景気が悪い、コロナの問題もありますけれども、こういった中で、幾らかでも、もちろん安ければいいというただそれだけではないんですが、負担軽減ということで、村としても全力を挙げていただければ幸いと思います。

それでは、私の質問は終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで、前に答弁した内容で誤りがありますので、小野事務長より修正を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 先ほど佐藤 勝議員に答弁いたしました訪問診療の内容について一部訂正させていただきます。

訪問実績につきまして、本来ならば令和2年度、今年度の実績なんですけれども、あのとき平成2年度と申し上げたようです。それを訂正させていただきます。改めまして平成2年度に訂正させていただきたいと思います。あ、令和2年度ですね、すみません。改めまして令和2年度に訂正させていただきます。

そのほかの内容につきましての訂正はありません。以上です。

○議長（鈴木君徳君） では、一般質問を続けます。

4番矢口 智君。

〔4番 矢口 智君 登壇〕

○4番（矢口 智君） 私は、今回、2つの質問をさせていただきます。手短にお願いしたいとお思います。

1番目の空き家対策についてです。平成24年にこの問題について質問して、提案をしております。村長も記憶にあるかと思いますがけれども、簡単に言うと、空き家、空き地の管理を1つにする別の組織という提案でしたけれども、村長からは「奇抜な提案」という、そう言われた記憶があります。このときの答弁では、「公費を用いての撤去をする考えはない。あくまでも

個人の責任で」ということでの考えでした。あれから7年程経過しております。近年、県内でも撤去に関して公費投入する自治体が出てきております。このことについて村長はどう考えているのか。

また、その当時、「空き家バンクの活用、ボランティアでの取壊し」との考えも示されましたけれども、その後の進展はどうかということです。村内で深刻な問題となっている空き家対策についての見解を聞きたい。

2番目、地区代表の役割ということですが、これはやはり前に、3年前に質問したわけですが、そのときは「地区運営の要」ということで、特に地区代表を中心とした運営体制の見直しについて質問させていただきました。その答弁では、「地区代表者連絡協議会等で意見の集約を」との答弁で、地区代表者会に、言い方は悪かったと思いますが、丸投げのまま、その後何ら執行部側から何らかの改善の考えを示す気配がなかったということになります。

ところが、最近、県内で地区代表者等の役割を見直し、新たに条例化を進めた自治体が出てきている。地区運営の重要な要素として地区代表の役割、町が違いますので、組織構成が違うと思いますので、白鷹は旧町村合併の町ですから、その名残があつてのこうするとかということで、うちのところの地区代表とは違うかもしれません。しかし、この役割を改める動きがあつたことに私らも驚きを感じております。こういうの出てきたのかという心境でした。

村政運営において、私は最も重要と考える地区運営、そしてその中心となる地区代表の役割についての考えを聞きたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） お昼からも傍聴いただきましたこと、感謝を申し上げます。

「空き家（空き地）対策」と「地区代表の役割」という矢口議員の質問にお答えいたします。まず初めに、「空き家（空き地）対策」について、答弁いたします。

本村における空き家の数は、月日を重ねるごとに増えていると認識しており、私自身、村内各地を公務や私ごとで訪ね歩くときに、その空き家の状態に心を痛めているところです。

前回の議会答弁で私がお答えしたことについて、もう一度確認しながら答弁したいというふうに思います。

村単独経費、いわゆる公費を使った補助については、家屋を残し転出される所有者へ悪い影響を与えかねないと考えております。例えば、空き家を放置したまま転出する方が増加するこ

とも予想されます。その場合、村の財政的負担が増加することは避けられないというふうに考えているところです。

これらのことから、前回の回答と同様の回答となりますけれども、現在の大蔵村の状況においては、公費を用いた空き家の撤去は考えておりません。

議員御意見のように、県内で公費を投入し空き家を撤去した例は少数ございます。それらを見てみますと、公費での事業となりますので、撤去後の空地活用計画が明確であり、所有権についても明らかになっている場合であり、ただやみくもに実施されているものではございません。そういったことに関しましても、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

次に「空き家バンクの活用、ボランティアでの取壊し」での空き家対策についてですが、空き家バンクの活用については、平成23年に制度を立ち上げ、その対応に取り組んでまいりました。その中で、本村の空き家を見回した場合、それらの立地条件や空き家の価値を客観的に評価した結果、利用者のニーズに満たない物件がほとんどでございました。また、空き家所有者からの申込みは令和2年3月に1件ございました。これら物件に関しましては、村のホームページに掲載されていることは矢口議員も御存じのことと存じます。そして、この物件に関しましても、残念ながらいまだに買い手が決まっておりません。

これらの状況を見るに、空き家バンクに対する村民の注目度は低いところにあると感じているところです。

また、ボランティアでの取壊しについては、過去に2件、最近1件の合計3件の取壊し事例がございます。最後の事例以降、ボランティアでの空き家の取壊しがなかなか進まないというのが現状であります。その理由について考えてみますと、空き家取壊しの莫大な費用の負担はもちろん、空き家に手をかけること、解体し撤去するには、基本的に所有者からの同意が大前提であり、それらの確認が大きなハードルになっていると感じております。

本村における空き家の利活用が進まない理由についてまとめてみますと、第1に空き家の土地の価値が低く、空き家活用業者等による掘り起こしが期待できないこと。次に、相続等で取得した家屋の所有者が多く、その空き家活用の必要に迫られていないことが2点目。そして、先ほど申し上げました、空き家バンクの少ない登録状況から言えますように、空き家の価値そのものが不動産取引に流通できるような物件でないの3点に集約されるというふうに考えられます。

以上、空き家対策については、前向きな答弁ができず、誠に心苦しいところではありますが、空き家老朽化等により村民に危険を与える可能性の高い空き家に対しましては、ネットやシー

トによる建物の保護など村民の安全確保に今後も尽力してまいりたいと考えておりますので、特段の御理解をお願いいたします。

次に、2点目の「地区代表の役割」という質問についてお答えいたします。

矢口議員からは、平成30年9月定例議会において同様の質問をいただきました。その際の答弁と一部重複する場合もあるかと思いますが、御理解をお願いいたします。

前回の答弁では、問題点や検討事項など地区代表者連絡協議会での意見の集約をお願いしております。そのことから、連絡協議会の役員会を開催した際、矢口議員より問題や課題の提起を行っていただきました。それを受けて次回の役員会で再度議論しましたが、地区によって代表の選出方法や手当の支給額、また任期が違うため、地区代表という位置づけにおいて温度差があり、現在検討事項などが提起されない状況でございます。村としては、丸投げをしたまま何の手だてをしていないのではなく、地区代表の負担軽減策を検討、実施しながら具体的な問題を提起していただけるのを待っているところでございます。まず、そのことを御理解いただきたいと思っております。

また、議員御承知のとおり、地方公務員法及び地方自治法が令和元年に改正され、会計年度任用職員の創設や非常勤特別職の厳格化が行われております。その際、地区代表を非常勤特別職に限定した自治体があるようです。村においても、当時地区代表の位置づけについて検討いたしました。国からの指導等により、特別職とするには適当でないということから、近隣の市町村の動向と足並みを合わせ現在に至っております。

地区代表につきましては、行政と地区とをつなぐ重要な役割であり、どちらも地区代表なくしては成り立っていかないものと考えます。議員御意見のとおり、地区の運営が村政運営において最も重要なことと考えます。しかしながら、地区運営の仕方について行政が押しつけるわけにもいかないと考えますので、行政としては地区運営について手助けをすることが重要なことと考えます。

そのようなことから、前段でも申しましたが、具体的な課題や問題点をお示ししていただければ、十分に検討してまいりたいと考えております。

今後とも、地区代表の方々や議員皆様方の御理解、御協力をお願いいたしまして答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 4番矢口 智君。

○4番（矢口 智君） まず初めに言いますけれども、答弁で、空き家対策について、「前向きな答弁ができず誠に心苦しい」と、こういうふうな答弁ありましたけれども、これは適切では

ないと思います。大変難しい問題で、これは皆さん共に考えていく重要な問題だと思っています。前向きな答弁ということは、私は求めておりませんし、これから考えていかなきゃならないだろうということで、共にということを考えてもらっていいと思いますので、よろしく願いします。

早速、空き家対策については、何回もお話ししているのですが、細かいことは言いませんけれども、私は、山新で、今年正月、コロナで暇なので、毎日うちにいたわけです。5日は空き家のニュースが載ってまして、6日が地区代表の関係が載っていましたが、ちょうど今日の質問2つ、2日連続で、何だか来たなみたいな感じだったんですけども、それからしばらく考えていたんですけども、この前副村長にもちょっとお話ししたんですけども、1つひらめいたことがあるということは、1つ今思っています。あると思いますけれども、やっぱり個人が、例えば転居する、村を離れるというようなときはあっても、なかなか引っ越してその後がはっきりしないということがあるんじゃないかと。その後は村対個人だというふうになってしまうのではないかなと。そうではなくて、その前に、せつかく集落単位での共同の運営というものが前提であるわけですから、空き家というものがなる前に、その集落ごとによく話し合うという機会があればいいんじゃないかというのが1つの考え方です。

その考えの中に立っているいろいろ村のほうで考えていくというのはどうなんだろうかと。集落単位での協議、承認、承認というのはあまりかもしれないけれども、協議をして集落単位で合意形成を図るんだと。出て行く人がいたら、出て行く人に対して、ここはどうするんだと。譲り渡すのか、壊すのかと、存続するのかと。そういったことをきちっと、今まで何十年も一緒に生活を、共同で利用してきた人たちとよく話し合っ、その先の道を定めて、方向性を定めていくのが大事なんじゃないかなというようなことで一つ思ったわけです。いろいろ内部のことは他にもありますけれども、このことを今強く感じているんですけども、これに対して村長はどういうふうを考えているか聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初の矢口議員の発言の中で、私が前向きの答弁ができなくて申し訳ないというふうな言い方をした、それに対しての反論というわけじゃありませんけれども、むしろこういうふうに答えるべきではないかというふうな指摘がございました。それも一つの、方向は違いますけれども、考え方だというふうに思っています。私は、その気持ちは当然ございます。ただ、それが文に表れなかったというふうなことで、御理解をいただきたいと思います。決して議員に対して済まないというふうなことではなくて、今の空き家問題に対して、村とし

て有効な手だてがないというふうなことに対する、自分に対する、2つを込めて申し上げたところでありました。御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、空き家に対して、これから空き家になろうとする、そのことについて、集落の中でよく話し合いをするというふうなこと、それについては、私は何も異論もございませんし、むしろそうあるべきだというふうに思っています。前々から申し上げておりますけれども、もちろん個人の財産とは言いながら、長年地域の中で何十年、何百年か、一緒に代々過ごしてきたというふうな地域のつながりというものは、今薄れている状況の中で、そういうことを再確認し、そしてそれを進めていただけるということであれば、村としては大歓迎でありますし、そういうふうに行っていく手だての支援は惜しまないでやっていきたいなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 今、この今の答弁は、これはいいんですけれども、なお改めてということが大事なんじゃないかと。これは村民一体で、村長がいいと思うのではなくて、集落間、あるいは住民の皆さんが、そうだよなど、やっぱり集落単位できちんとという部分を、これからは認めるのであれば、進める必要があるのではないかなというふうに考えます。

そして、その上で、県内でも公費投入のところを見ていますけれども、やはりある程度致し方ないと、公費を投入する根拠があるということのみというふうには思いますけれども、そうした集落でも、様々な話し合いの中からそうした村が関わるべきものが出てくるかもしれない。そうしたところにやはり村は備えて考えをまとめておくべきじゃないかなというふうに思います。

簡単に言いますが、要は、それも一つの考えですけれども、現状では空き家バンク、あるいはボランティア、これでは効果といいますか、抜本的な対策にはなり得ないということも、これははっきりしているんだろうというふうなことを思います。例えば、ボランティアで解体しても、やっぱり所有権の問題は出てきます。ですから、私は空き家をなくするということだけでは駄目なんです。半分なんです。その跡地をきちんとその後活用できるような道筋を立てなければならぬと。そうならば、例えば所有権の移転であるとか、非常に面倒なものが出てくるので、これは公的なもので支援をしなければ前に進まないのではないかと。いずれにしても、ボランティアでは効果は薄いということが今の段階でははっきりしているのではないかと。そうすれば、やはり公費投入というのは、いつかどこか、やっぱり必ず考えなければならない問題ではないかと。それを今しないということも、これは間違いではないです。ないと

いう。これから考えれば、やはりいつかどこかで考えなければならないのではないかと。そうしたことを急がすためにも、研究、あるいはその考え方の取りまとめ、これはやっぱり執行部としてしっかりしていかなければならないのではないかと。私は、公費投入については、空き家を持っている人に公費投入という考えは持っていません。周辺のこれから住み続ける住民のために村の予算を使う、これは間違いではないというふうに確信として持っています。これは十分に考えていただきたいと思います。

次に移ります。

地区代表の役割ということで、まず答弁の中に、1つ聞きたいんですけども、私が関わっているいろいろやってきて、うまくいかないこともあります、「地区代表の負担軽減策を検討、実施しながら、具体的な問題を提起していただけるのを待っている」と、もう一個ありましたね。「地区代表の負担軽減策を検討、実施している」と、執行部でというのありましたね、村で。これ具体的にどういうことをやっているのか聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 2つ目の質問に移っていいんですね。（「はい」の声あり）

じゃ、ちょっと1つ目の質問の中で、答弁というわけじゃないんですけども、私の思いも伝えておかないとうまくないなと思って、ちょっと述べさせてもらいます。

跡地の活用についていただきました。矢口議員の言わんとすることは分るんですけども、1回目の答弁でも答えておりますように、例えば空き家・空き地になるところ、全てそれが村のものなり、そういうことをしたらどんなふうになってしまうのかということは、これ想像するにすぐ分かることであります。大変な事態を招くというふうには私は思っております。先ほど空き家の価値、空き家だけではなく空き地の価値というふうなことも申し上げました。利用価値があれば、商業ベースに乗っているいろんなことなるんですよ、自動的に。それがならないからやっぱり日本全国で問題になっていることであります。各自治体の工夫なりいろんなことをしながらですけども、ただこれも最初の答弁で申し上げましたとおり、前例として、じゃ村から出て行くのに、いろんな事情がある、それは分かります。ですけども、あとは野となれ山となれというふうな考え方では、私は残された方々が逆に悲惨だというふうに思っております。矢口議員もそのことを指摘しております。その個人、空き家にする、跡地にする個人に公的資金を投入するのではなくて、周りの方々にその公的資金を投入するんだというような考え方、それももちろんそうだと思います。いろんな考え方があるんです。ですから、自分の考えなり、いろんな人の考えを、それを総意として持っていくにはちょっと無理があるとい

うふうに思います。地域の問題もそうですけれども、全てが私はそんなふうに思っています。ですから、大多数の方が納得をしていただける、そういうふうな方向で進めていかなければ、公費というのはなかなか使うことができないんじゃないかなというふうに思っているところです。

今、補助金ありきの話がいっぱい出ています。ただ、その補助金ありきの中で、いろんな影の部分というんでしょうか、そういったことも出ていることは事実でございます。そのことも当然御理解していると思いますけれども、いただきたいというふうに思っています。

それから、地区代表の役割というふうなことで質問いただきましたけれども、実質このことに立ち会っていただきました総務課長にそのことは答えさせたいというふうに思います。議長、取り計らい、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それでは、矢口議員の地区代表の負担軽減策を検討、実施しながら、具体的な例を示してほしいというふうな御質問だと思います。

たしかこれも矢口議員のほうから検討してほしいということで、会議の中で出された問題でありまして、配布物、うちのほうでは毎週金曜日に配布をしていたんですが、できる限り配布物の軽減化ということで、検討してほしいという課題をいただきまして、隔週の配布物、なおかつできる限り、何といたしますか、手短に文書をまとめるということに努力して実施しております。

また、村がお願いしています集金等について、納期限がばらばらで非常に何回も役場に来ていただくという御指摘がありましたので、その点についても、できる限り集金の納期限を合わせて、直ちに、1回では済みませんが、役場に来ていただく回数を減らすというふうなことも実施しております。そのようなことをこの答弁書で、負担軽減ということで、表させていただきましたということです。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 今、2つのことを答弁いただきましたけれども、例えば、配布物にしても、集金にしても、地区代表者会で要望があった、あるいは提案があったものについて執行部側がその2つを実現したと。答弁見ますと、執行部側が独自に負担軽減策を検討、実施しているわけではないです。いずれも、地区代表者会を通して提案をして実施をしていると、このようになります。

ちょっと詳しく言いますけれども、各種配布というのは、これ2回提案して、1回目は没に

なりまして、これから2年ぐらいたってまた提案して、そのとき反対する人がいなかったの、やってみましょうというふうになった。それもなかなか執行部側が意味が分からないというか、とても、代表者の会長いますけれども、最初何か今週は配布しませんみたいな、簡単にやられてしまって大変混乱したと。私は、そのとき当時の総務課長に、年間計画を立てなきゃ駄目なんだと。そして、一番大事なのは、配布物を出す事務方がきちんとそれを把握していれば簡単にできるんだということで、今年間カレンダーありますけれども、それをこちらからいろいろアドバイスをしてようやく作ったということになります。ただ、これはあくまで言いますが、代表者が負担軽減のために言ったわけではないんです。負担軽減とはちょっと違う。この意味は、負担の内容は、私は平成15年に初めて地区会議に出席しましたがけれども、毎週金曜日ですから、お盆の12日とか、記憶は曖昧なんですけれども、正月前の27とか、来るわけです。28とかは御用納めだから来ません、勤務。民間の人間であれば物すごく忙しいのに、何でこんなときによこすのかと。中見れば、1週間飛ばしたっていいじゃないかと。私は、そのときに役場の行政側のあまりにも配慮のなさ、これに非常に憤慨していたところで、これ実際言いますと、その後に鮭川村のちょっと用事があるところに訪ねて行ったら、たまたま10時前で、お茶1杯ごちそうになっていたら、そこに役場職員が訪ねてきた。それ何かと思ったら、その人は鮭川村で区長さんやっています。区長さんに配布物持ってきた。だから、高齢ですから、いや俺もやっているんだけど毎週大変だよなという話をしたら、いやいやうちのところは大変ではないんだと。もう月何回だと。隔週だったんだと思いますけれども。はあ、そんなのやっているんだと。そういうところで、年間の計画を入れ直して、代表さんの負担軽減というよりも、さっき言ったように、何だこの忙しいときにみたいなところが解決されるんじゃないかというのがもとで、決してほかの代表者さんが負担軽くしてくださいなんて言った覚えはないわけです。でも、隔週にして何かまずいことがありましたかと、私その後ずっと聞くんですけども、至って別に問題はない。要するに、募集や案内をかけるときの日程的なものを調整するだけなんですから、事務方さえきちっとやれば何の問題もないというふうになります。

集金も、集金の話になりますけれども、集金は地区代表さんの方が、集金が煩雑でよく分からないと。成り立てでよく分からないんだという要望があったときに、私はその何年も前から自分で集金計画予定表を作っていたんです。それを、そのものを担当者に見せて、こんなの作って代表者さんにやればいいんじゃないかと、これは簡単な話です。私作ったのはエクセル、その他作ったのはワードと、ただそれだけです。2つ、いずれにしても、執行部側が工夫をして地区代表さんの方に負担を軽減しようかという、ないんじゃないですかと。これはきつい言

い方ですね。その上、今3年前に村長に質問したら、答弁としては、地区代表者会に一任みたいな、そこから要望がございませよと。これ村長は反論するかもしれませんが、地区代表者会側がまとめて要望を出さなければ、何もすることはないわけです。どうしたと、何か工面やっているかと。いや、ここ俺たちも考えているんだけどもということが何もやるのが、つまりは執行部側の考えがそこに集約されるのではないかというふうなことを、じゃいろいろ工面してやっている。ここに書かれているように、代表者連絡協議会の中に入っているいろいろ相談したけれども、なかなかこれは簡単なものじゃないなというのは分かりましたけれども、それよりも以前に、村はどう考えて、見て、どういうふうにしようかとしているところが全く見られないところが一つ納得いかないんじゃないかと。全部お任せですかと。私はこういうふうに思うんです。これについて村長は大いに反論してください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 矢口議員が見たところでは、そういうふうなことかもしれません。いろんな提案をなさってください、1回目では駄目で、2回目ではできたよというようなこと。それだけじゃなくて、例えば報酬についても、いろんなことの中からはそういうふうな結果を出して、例えば基本割に、それから1戸ごとに幾らというふうなこと、各市町村のいろんな状況を見回して、できるだけ難儀をかけている地区代表さんについて、優遇という言い方はおかしいですけども、何とかその苦勞に報いるような形の中で手当をきちっと支給をしたいと、そんな考えでもやってきたというふうには私は聞いてございます。

今、おっしゃったことで、何だ、一つも考えていないという言い方は、極端な言い方だと思いますけれども、そういうふうなことではないというふうには私は認識してございます。たまたま矢口議員が言ったことがそういうふうな形で改善されたというふうなこと、そしてそれを地区代表者協議会で認めてくださったというふうなことであるからできたことであるというふうには思います。

先ほど申し上げましたとおり、その役の選出の方法、任期、それから役割、仕事の分担についても、最低限のことは同じであっても、いろいろ違うことも各集落によってあるわけであります。そのことも一概にできないということが私ども執行部の考えでございます。

ということでございますので、まずこの辺は特に改善をしてほしいということは、素直に口に出してくださって結構ですので、ぜひ指導していただければ、提案をしていただければというふうには思っております。

全てが丸投げなんていうことはございませんので、その点について誤解なきようお願いし

たいというふうに思います。

それから、代表さんの仕事については、実際のところ、できるだけ軽減をしなくてはいけないというふうなことをもとに、今回防災無線についても、いろいろ新しい方式を考えて、ペーパーレス化というふうなことで、できるだけ記録に残す、そして防災無線での聞き逃しがないように、文章化した形で、各個々に、個々のうちに伝わるような、そういうふうな今構想もして、その準備を進めているところであります。そういったことも御理解を賜りたいというふうに思います。以上であります。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） もう一つ、質問したいんですけども、現行の代表報酬、均等割とか世帯割とかとありますけれども、この支出の考え方、あるいはいつ頃からどのようにということを知りたいと思います。担当者。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議長、取り計らい、お願いします。担当者。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 報酬関係についてなんですが、何年からという明確な年度はちょっと持ち合わせておりませんが、確実に言えるのは、平成17年の資料は持っています。のときの資料持っていますので、そのときは現在のもう報酬。大蔵村が、均等割が5万8,000円、それから世帯割が3,000円、その合計額を地区代表報酬として支給をしております。多分それよりもっと前の話だと思いますので、金額改定になったのは。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） その支給することの根拠です。地区代表さんの、あとさっき言った配布物、あと事務的な連絡とか、そういうことに対して併用すると、そういうことでよろしいですか。（「はい」の声あり）いいですか。この報酬について、現行ではいつから今の金額かといったら、平成17年の終わりでしたから、かなり前からこうなると。その主な支給の内容というのは、例えば配布物がメインになるのかなと思いますけれども、1つ考えているのは、それはそれとして、いいと思いますけれども、地区運営をする、様々な地区ごとのいろいろな代表さんの村と関わりのない部分での様々な活動があるわけです。新聞報道でもあるように、地区運営のそのところのいろいろな労を尽くしているということについて報酬の改定をしたというふうになるわけです。配布物も還元してもいいわけですがけれども、地区運営に対してやはり村でも、それとは別に考えていかなければならないと思う。これは重複しますけれども、例え

ば空き家問題なんていうのは地区代表からしてみれば、えらいこれは頭の痛い問題で、毎年災害が来る、今コロナ騒ぎで楽しいこと一つもできない。そうした悩むことの毎日。そして、離村する、亡くなる、先細りすることへの大きな不安、それを抱えての地区代表の毎日なんじゃないかと。そういうことに対して、村も別に考えて、やはり報酬を考えるべきじゃないかというように思っています。そのことについて、村長、今の見解。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほども答弁で申し上げましたけれども、1回目の答弁で、やっぱり地区代表というのは行政運営の要だというふうに思っています。大変失礼な言い方になりますけれども、ほかの非常勤特別職、いろんな重要な役は、大体議員さんの1か月分の報酬に値するというふうに私は認識しております。本来は、これに近づけなくてはいけないのかなと、私個人ですけれども、そんな考えを持っています。そういったことによって、ただ、その1か月分の報酬になるために、平均でいいのか、例えば戸数の多いところと少ないところ、同じ金額、そのままがいいのか、こういうところの問題ということがありますので、報酬改定がもし、私は必要だと思っていますので、その辺について精査・検討をしてみたいというふうに私は思っております。これは今矢口議員から言われたことでなくて、こういった非常勤特別職で位置したというふうな山形県下の自治体にもあるわけでありまして。それは自治法に違反というふうなことではなくて、指導に反することをしているわけであって、好ましいとは言えません。ただ、地域の特性を捉えてそういうふうなことが必要であるというふうな首長とそれから議会の判断でそういうふうなことをしたということですので、その地域地域に合ったやり方というのは、あってしかるべきだと私は思っております。そういうことの中で、大蔵村、特に小さい村だというふうなことを言って、逆に地区代表さんの果たす役割は非常に大きいものであるというふうに思いますので、そんな形、基本的な形で考えていければというふうには思っています。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 時間ですのでやめますけれども、特に空き家の対策については、やはりいろんな考えを出し合って、さっきも言いましたけれども、公費投入というのは今の話ではなくて、反論をされるものではなくて、これから先、やはりあり得るのではないかと私は言っているわけです。2年先、3年先のことを言っているわけじゃないです。これから必ず来るのではないかと、そうしたことをこれはお互いにやっぱり前向きに考えていかないとというふうなことを、先になって今度困ったなというふうになりはしないかという心配していました。そうい

ったところを共に考えて、これからもいつていただきたいというふうに思います。これで……  
じゃ、答弁ありがとうございました。（「よろしいですか」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） もう時間です。

○村長（加藤正美君） これは一自治体で完結できるものではないというふうに思っています。各自治体の積み上げ、そしてそれが国を動かすというふうなことだろうというふうに思っています。私は、以前、私財産で、いろんな補助なんていうことは当然受けられないものと思っていたのが、今世の中ひっくり返りまして、自分のお金でなくて自分の財産をどうのこうのできる時代になってまいりました。ということですので、必ず国のほうでこれはしっかりとした対策、公費投入ができるようにする時期が来るというふうに思っています。それが近い年月の間でなるように頑張って運動してまいります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

午後2時00分 休憩

---

午後2時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き一般質問に入ります。

9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9番（長南正一君） 私は、交通安全推進協議会の機能強化について村長に質問いたします。

現在、大蔵村では、交通死亡事故ゼロ7,000日の大記録を昨年の令和2年11月27日に見事達成し、大きな反響を呼んでいます。内容については、広報おおくら1月号で詳しく紹介されましたが、まさにこの記録は他の市町村を大きく引き離し、車社会の中での大記録の達成であると思います。村民の大きな誇りとして、広く内外に発信できるものであると思います。

ここに至るまでには、交通安全協会、交通安全母の会、防犯協会、子供見守り隊、かもしかクラブ等、多くの関係団体による交通安全運動の輪を幼児から高齢者まで切れ目なく全村民に呼びかけ、理解と共感を得たからこそその記録達成に結びついたものであると思います。

今後も、この記録のさらなる延長を目標に掲げ、令和3年度中に訪れる死亡事故ゼロ20年の達成に向け、道路上での交通安全標識の設置や、議会の開催中の議場において交通安全服の着用や、村独自の安全標識を多くの村民から募集していただき、のぼり旗を作成することにより、安全意識の高揚を図ってはどうかと思います。交通安全推進協議会傘下の全組織を挙げた強力

な運動の展開を望みます。

交通安全推進協議会のより一層の機能強化と充実について、村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「交通安全推進協議会の機能強化」という長南議員の質問にお答えいたします。

去る令和2年11月27日に本村は交通死亡事故ゼロ7,000日を迎えることができました。

このことは、県内でも圧倒的な記録であり、この安全で平穏無事な日々を長きにわたり継続してきたことは、私はもとより村民皆さんにも大変喜ばしく、誇り高い記録になったのではと考えておるところであります。

この大きな記録は決して簡単に達成したわけではなく、記録を顧みるに村民はもとより、交通安全に関する多くの関係者の活動や行動があったものと感じております。特にも村における交通安全推進協議会の傘下にごぞいます交通安全協会、交通安全母の会をはじめとする協議会の各組織の皆様には、その活動の成果が大きく表れたものだと考えており、これら関係各位の御労苦に改めて敬意を表するものでございます。

村においては、さらに交通死亡事故ゼロの記録を伸ばすことは、村民の安心・安全につながるものであると思いますので、引き続き日数や年数を定めない無期限の大きな目標を掲げ、協議会の機能充実と併せ、村を挙げた交通安全運動に誠心誠意尽力してまいりたいと思います。

さて、この大記録に合わせまして、村では交通死亡事故ゼロ7,000日の記念品を製作し、村民に配布しております。1つは赤、青、黄色の信号機をモチーフにしました村公式キャラクター「おおくらくん」のイラストが入ったマグネット缶バッジでございます。もう一つは、「安全運転ありがとう」の英語メッセージが入ったクリアファイルでございます。これら記念品を村民の皆様方に幅広く配布しました。このことは、村民皆様の交通安全への注意喚起、意識の高揚に大きく寄与したものと考えております。

議員御意見の安全標語の募集、のぼり旗の製作については、大変参考になる意見を頂戴したと思っております。死亡事故ゼロ7,000日の達成は日数での切りのよい記念の日でございますが、令和3年9月29日には交通死亡事故ゼロ20年という、これまた切りのよい記念の日も迎えようとしています。

まずは、これらに合わせた交通安全標語の募集はぜひとも行ってみたいと考えております。また、交通安全標語の設置やのぼり旗の作成に関しては、その語呂の内容はもちろん、必要性

と安全性を事業主体であります交通安全協会と協議しながら前向きに実施してまいりたいと考えております。

議会開会中の議場における交通安全服の着用については、議会が主催し、開催するものと考えております。県内では米沢市の「きもの議会」、山辺町の「ニット議会」がそれに当たります。ぜひとも議会議員の皆さんが心をつにし、そろいの安全服なるものを着用し、さらなる交通安全の推進のために議会に彩りを添えていただけることを心から期待したいと思います。

最後に、交通死亡事故ゼロ7,000日を迎えて思ったことは、村民が平穏に無事に暮らすことが、村にとって最も大切なことであると痛感いたしました。これからも本村における様々な交通安全事業を通して、村としても誠心誠意取り組んでいく所存でございますので、長南議員をはじめ、議員の皆様方におかれましても、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 大変前向きな答弁をいただいたと思って喜んでおります。

具体的には、3点ほど要望した、提案をしたつもりではありませんが、まずは第1点の道路標識等の告知、道路上での自主規制の看板の増設。現在も数か所に自主規制の、速度規制の看板が立っております。これも反射して、大変ドライバーにとっては目につく、いい看板の増設だと思います。これだけで終わらず、やはり当初予算でも金額的に載っておりましたが、交通安全施設の整備というようなことで、120万円ほど載っておったと思います。こういうものを活用して、道路状況の、自分が進んでいく道路状況、告知になりますから、看板があるとか、あるいは凍結注意とか、そういったものをもう少し増やして整備していただければ、なお一層交通安全でつながるのではないかと考えております。

また、2つ目の議場での交通安全服の着用についても、これは今村長からお話あったように、議会で主導して取り組むべきであるというようなことでありますので、執行部のほうで御了承いただいたものとすれば、後ほど議員の皆さんに相談して、同意を得て、この機会になるか、一つ死亡事故ゼロ20年に向けてのこれからの取組みたいなことの中で、そういった交通安全服の着用もひとつ実現したいと考えております。これからも担当者といろんな形で相談をした上で、ぜひ実現に向けて議員の皆さんの同意を得たいと思っておるところであります。

また、のぼり旗の作成についても、前向きに取り組んでいただいた、答弁をいただいたと思っております。これも、最上地区の安全協会ではそれなりにのぼり旗、いろいろな標語を入れ

た形で作っておるんですけれども、今回の死亡事故ゼロ7,000日達成と、さらにその20年の達成に向けた取組というようなことで、ぜひ村でこういったものを取り組んでいただければ、なお一層効果があるのではないかなと、そんなふうに思っておるところです。

そんな中で、全国的に高齢者のドライバーによる交通事故が多発しておりますと。また、同時に、高齢者が歩行中に被害に遭うケースも全国的には増加しておるところであります。推進協議会の活動として、大蔵村でも高齢者の家庭訪問等を通じて反射材の配布などを行っておる、これも一つの大きな効果を生んでおるのかなというふうな、そんなふうに感じております。これも継続して今後いろんな機関、関係団体と一緒にやって取り組んでいくべきかと思っております。

そういった点につきましても、交通安全推進協議会の母体であります協議会がある程度、ある程度というか全面的に先頭に立って傘下の関係団体と協力を得られるような、年に何回なるか、今まで開かれたことのない推進協議会だと思いますので、そういうものを積極的に今後取り組んで、リーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

私ども交通安全協会の肘折分会の一員として、ここ10年ぐらいの期間に携わってきておりますので、すごいこの件については思い入れがあるところです。そういう面においても、高齢者のドライバーと歩行者の事故を未然に防ぐことによって、さらに死亡事故ゼロが延長されるのではないかなと、そんなふうに思っておるところです。

そんな中で、特に高齢者の事故を防ぐために、先ほど申しましたが、家庭訪問をして、さらに村では自主返納に対する支援も行っておるわけですが、特に私の住んでおるような山間部では、自主返納をした後のやっぱり移動手段というものが非常に限られてくる状況になりますので、その辺の判断が大変難しいのではないかなと、そういうふうに思います。そういう不安を解消するには、今県で所有している交通安全ゆとり号というものがあります。皆さんも全部御存じだと思うんですけれども、これを活用することによって、高齢者の現在の自分の能力というものを判断する一つの大きい材料になると思っております。

これは、要望すれば、何回でも村に来て、希望者が受診できる、そういう考えで県のほうでも取り組んでやってもらっておりますので、こういったものをぜひ活用して、返納するまでの間に、いずれ返納ということも考えざるを得ない方も多いたと思いますけれども、そこに至るまで、その自分の能力、どの辺が適応能力が衰えているのかというようなことを未然に自分で判断できるようなゆとり号の利用というのがありますので、こういったものを安協でも年に何回か呼んで受診をしておるんですけれども、なかなか、人を集めて1回につき6人ほど受講できます。それをできれば3回転ぐらいするような体制で、効率よく県のほうでも考えておるよう

ですので、最少6人おれば出張してくるというような考えで取り組んでおられるようすけれども、わざわざ来ていただければ、3回転ぐらい行けるようになればということになりますと、18人まで対応できるみたいなものでありますので、こういったものを推進協議会で先頭に立って取り組んでいただくことによって、高齢者の事故の未然防止につながってくるのかなと、そんなふうに思っていますので、こういった点についてリーダーシップを発揮して、安協単独の活動でなくて、大蔵村全体の取組みたいなことをぜひ実行していただきたいと思います。

これについて、まず第1点、質問、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 最初の質問、それから今再質問というふうなことで、長南議員から詳細にわたって提案、質問いただきました。このことは、長南議員さんが長年交通安全協会の役員として頑張っていたというふうなことで、このたび珍しく全国の会長さんから日本全国でも何人しか受けられないというふうな交通安全の方の金章受章というふうなすばらしい、叙勲と同じくらいの価値があるそういった賞をいただいたということ、私も拝見したところであります。これは、今回広報に載せたいというふうな思いで取材をさせていただいたところです。本当に自分が今まで何十年と培ってきたその経験から出るいろんな交通安全に関する提言、そして要望だというふうに重く受け止めたところであります。

その中で、ただいまは再質問の中で、5つほどいろんなお話、質問をいただきました。特に私が4番、5番のことについて答えなきゃいけないなというふうに思ったところであります。その1つが全国的に高齢者の事故が起きているというようなことで、その事故防止に関することというようなことで、大蔵村が行っております免許証返納、それについては、その後の交通の足の手段を考えなくてはいけないというふうなこと、それからその免許証返納の基準となる判断をするための交通安全ゆとり号というふうな運転能力判断の機械というか、バスというか車があります。そこで、呼んで、そういったことを高齢者にそれをさせてはどうかというふうなことをいただいた。そうですね。それについて、これはぜひとも、まず、もしできるのであればというふうな思いでいるところでございます。開催できればというふうなこと。

それから、5つ目の交通安全推進協議会の開催ということで、これは名前があるんですけども、なかなかその組織の実態がはっきりしないというふうな御指摘だろうというふうに思っています。これは、大蔵村がいろんな交通安全の団体のまとめ役としてある総称名でございます。そういったことで、長南議員さんの言われるように、年1回ぐらいはそういった横の各組織のつながりを持つためにそういうふうな開催をするべきではないかというふうな御提言をい

ただいたというふうに思っておりますので、このことも内部で検討しながら、可能であればぜひやってみたいと、やっていかなくてはいけないんじゃないかというふうに思ったところでございます。今までも交通安全のいろんな団体が連携をしながらやってきた。その総まとめという形で、大蔵村の交通安全推進協議会というものがありますので、その存在というものを村民皆さん方にしっかりと意識づけ、そしてその働き、効果についても、示してまいりたいというふうに思っているところであります。ということで、今後も、さらに交通安全に対する御尽力をいただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 本当に前向きに捉えていただいたというふうなことで、今回の質問をさせてもらってよかったなというふうに思っておるところです。ぜひ、推進協議会の本当にその全組織を集めた形の1年間の行動計画というのですか、そういうものを作成できる時が来ればというふうな思いで今期待をしておるところです。

せっかくの折ですので、交通安全協会の今の現状についてちょっとお知らせしたいと思いますが、今大蔵村では大蔵支部の中で、大蔵分会と肘折分会と、それぞれ駐在所単位で分会が設立されております。活動内容も、両方が一体となった活動とそれぞれの特色を生かした分会ごとの活動というふうなことで、取り組んでおるところです。肘折分会の場合は会員数が今260名ぐらいですから、戸数が167戸というようなことで、取り組んでおります。

その活動費用として村からの活動の助成金、その他イベントの際の交通整理の謝金というようなことで頂いております。また、さらに肘折分会の場合は戸数1戸当たり300円の活動協力金で運営されております。新しい役員の成り手が少ない中で、現在の役員は交通事故減少に向けて使命感と誇りを持って活動していただいております。しかも、ほとんどの役員が10年から20年、長ければ40年以上継続して役員として活動していただいております。

私も、最上地区安協本部の表彰規定に照らして積極的に推進して、最上地区の総会の折に受章したものと、現職として、推薦して受章していただいておりますが、村の自治功労表彰の対象としても検討していただければというふうな思いでおるところです。かつて平成24年と25年にそれぞれ2名ずつ受章した経緯がありますが、その後の10年ほど実行されておられません。年数が20年以上であっても該当する方がまだかなりおりますので、そういったところにも目を向けていただければ、なお一層活動に力が入るのではないかなとそんなふうに思っておるところでありますので、今回の自治功労の表彰が3月中に行われるというような予定にもなっておるようですけれども、今年度は、今回は間に合わないにしても、ぜひそういった面でもひとつ検

討していただいて、一生懸命頑張っている方に対する力添えをひとつ村のほうでも考えていただければ幸いです。

特に、今回の7,000日達成についても、断トツでその記録を達成しておりますので、大蔵村が19年2か月、11月現在、その後今日で7,095日になっておると思います。その次が2番目が中山町で、それはまだ6年継続中というようなことで、その次が戸沢村の5年、そして舟形が4年ですか、それぐらいの差がある中で、断トツで記録を達成しておりますので、この紹介された1月号の広報おおくらで皆さん読んでいただいたと思うんですけども、やはり他に類を見ない延長記録であるということを実感していただいているのかなというような思いもしますので、ぜひ大々的に20年達成については、さらに今回以上の村の思いというものを村民に伝わるように計画していただければと思っております。

何と云っても、推進協議会の活動によって傘下の関係団体も一生懸命動くというような、活動するというような組織になっておりますので、そこは中心となる経営推進協議会の一層の大蔵村の活動指針というものを考えていただいて、役員ならず、関係団体ならず、村民が、よしみみんなで頑張る記録達成をやるという、そういう思いになっていただければ効果が大きいんじゃないかなと思います。

特に、いつも村長は、目標というのも大事だけれども、一日一日の積み重ねが目標達成につながるんだということも何回もおっしゃっておりますので、その一つとして、さらに記録を目標に掲げるということも大事なことだと思いますので、どちらも両立できるような、思いが一緒になるような形で活動できれば、必ずや死亡事故ゼロ20年達成も今年度中に実行できる、達成できるものと思っておりますので、ぜひその点についても推進協議会のなご一層の中心的役割を發揮していただくようお願いをして質問とさせていただきます。

再度の答弁となりますけれども、さらなる思いをひとつ述べていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） たくさんの情報をありがとうございました。

その中で、私が答えなくてはいけないこと、大きく2点に絞ってさせていただきました。

1つは、交通功労者について、村の自治功労で表彰していただきたいというふうなことであります。これについては、表彰の審査会がありますので、その際にいろいろお諮りをしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、20年を目指してというふうなことでありますけれども、7,000日達成の中で、実

はこの前ですけれども、保育所、それから小学校、中学校というふうなこと、それから一般の世帯に先ほど申しあげました「おおくらくん」の缶バッジ、信号に例えたものをおあげしたところであります。非常に、保育所、小学校、中学校については、評判がよくて、といいますと、これ保育所用と小学校用と中学校用と一般用と、それぞれ模様というか中の絵柄が違うんです。そういうことで、子供さん方、非常に興味を持っていて、それが信号だというふうなこと、そしてまさに大蔵村の公式キャラクター「おおくらくん」というふうなことで、雪だるまで交通安全というふうなテレビ、特集を組んでいただきました。そういうことで、大蔵村の雪だるまは広く日本全国に知れ渡ってございます。そして、日本全国のゆるキャラの審査会の中でも、山形県の中で朝日町の桃色ウサビですか、それを超えて順位が63位ぐらいでしたかね、そういうふうなことで、非常に有名になってございます。大蔵村のいろんなことのイメージを雪だるまになぞらえて一本化していくということも大事かと思えます。そういった中で、「大蔵村は雪だるまで交通安全を」というふうなタイトルでテレビ放映もしていただきました。

これ12種類あるということ。お邪魔したときに、私たちも、僕たちも、一生懸命この交通安全には頑張っているんだというふうなことを、それぞれ表明をしていただきました。保育所は保育所なりに、それから小学校は小学校なりに、中学校は中学校なりに、そういうふうなことがこの7,000日、そして20年を達成できるだろうというふうに思っております。

先ほど長南議員からも紹介していただきましたけれども、私は記録を伸ばすためのものではないと言いながら、やはり長南議員おっしゃるとおり、両輪でいいと思うんです。両方、お互いに、いわゆる毎日毎日の積み重ね、交通安全の積み重ねが結果としてその偉大な記録を生むんだというふうなこと。最初にその記録を伸ばすためのそればかりの目的であってはならない。いわゆる村民の交通安全に対する意識、それから安心・安全、そのことを守って、結果的にその記録が更新することにつながるというふうなことが私は正論だというふうに思っております。

そういう意味合いの中で、議員の先生方におかれましては、率先して交通安全のほうに御支援、御協力、そして御理解をいただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

改めて、長南議員が、なかなか山形県でも一人、二人しかいただけないようなすばらしい賞をいただいたというふうなことに敬意とおめでとうを申し上げたいというふうに思います。

これで答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 私ごとで受章したというふうなことは差し控えておこうかなと思ったんですけれども、紹介していただいてありがとうございます。これも一つ交通安全協会の役員の

皆さん方が一生懸命私の思いに賛同していただいて、賛成をして協力をしていただいたという  
ようなことで、7,000日達成を大きく評価していただいたおかげだと思っております。一つ今  
後も大蔵村安全協会のために頑張っていきたいと思っている思いであります。何はともあれ、  
これから目指す死亡事故ゼロ20年に向けて、大記録でありますので、思いを一つにして今後も  
活動してまいりたいと思っております。執行部の考えも全く同じというような形で、お伺いさ  
せていただきました。今後とも、ひとつよろしく、日頃の地道な活動を展開して記録達成をぜ  
ひとも果たしたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈君 登壇〕

○8番（早坂民奈君） 私は、いつも高齢者問題について質問しておりますが、今回も改めてお  
伺ひしたいと思ひます。

今日は大分雪が少なくなりまして、春の気配が感じられる頃になってはきましたが、今年の  
豪雪は大変な思いをしている方が多くいたことでしょうか。特に、高齢者はどのようにして過ご  
しているのだろうか。先日も、つえを片手に雪かきをしている方がおりました。村では、除雪  
費用や見回り等の支援を行っておりますが、毎日の除雪はやはり個人でなければなりません。  
思うように体が動かない方には重荷でしょう。住み続けるには雪問題はとても大きいです。以  
前より、高齢者向け住宅を要望しても、思うようには進んでおりません。しかしながら、住宅  
を望む声は多く聞かれております。

そこで、村の高齢者に対する優先順位は何か、例えば交通の足、買物など、その中に高齢者  
用住宅は入っているのでしょうか。また、それに代わる案はあるのでしょうか。

村長の考えをお伺ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「誰もが住みよい村になるために」という早坂議員の質問にお答えいた  
します。

早坂議員からは、事あるごとに高齢者の目線で高齢者福祉に関する質問をいただいており、  
感謝を申し上げます。今回も高齢者が大蔵村に住み続けるに当たって、雪の問題が大きく、そ  
れらの解決策について御質問をいただきました。

御承知のとおり、本村は全国屈指の豪雪地帯であり、この地に暮らすには、高齢者のみなら

ず、雪とどう共存していくかが課題であります。そうした思いを強く持って、除雪対策や村民の方々の雪処理の軽減対策などの施策を進めてまいったところでございます。

さて、議員からは、高齢者住宅を望む声が多く、村として早急に設置すべきとの御意見をいただきました。

私は、高齢者住宅の建設について、決して否定しているものではございません。設置に向けた検討を行っており、民間事業者を交えた事業スキームなども検討しております。加えて、施設の利用動向の把握についても検討を行っている段階でございます。

さきの佐藤 勝議員への答弁とも重複しますが、高齢者福祉に関する福祉施策や介護サービス等の在り方について広く住民の意見を伺うニーズ調査を行っております。そこでは、常に居住する住宅の建設ではなく、冬期間だけ過ごせるアパートの設置や介護福祉施設の充実を望む声がありました。

また、認知症や老老介護などの将来生活に不安を抱いている意見や、将来の介護施設への入所を考えていること、日中に集会場などで会食を希望する意見とともに、介護されないように介護予防に力を入れてほしいなどの前向きな意見をいただいております。

こうしたことを考えますと、生活支援ハウス翠（みどり）の拡張充実を図ることを第一に考えなければならないと思います。この施設は、高齢者が独立して生活することに不安のある方に、安心して明るい生活の場を提供する施設となっております。使用料等の自己負担が必要となりますが、議員御意見の高齢者向け住宅についても、同様に利用者の負担は生じることになると考えます。

私は、常に子を育てるのは親の務めであり、楽しいときは共に喜び、苦しく悲しいときは共に話し合い、助言し、見守り支援するのが親として子への信頼関係を構築するものと考えます。また、育ててくれた親に感謝し、労をねぎらうことが子としての思いであり、親を見る子の務めであるというふうに思っております。ニーズ調査の中でも「子供に迷惑をかけられない」などという意向もありましたが、子供に頼ることで親の悩みや心配事の課題を理解し、解決への第一歩を踏み出すきっかけになると考えます。

全てを行政に頼ることは簡単ですが、行政でもできることとできないこともあります。それぞれに抱える課題は、家族・家庭ごとに多種多様であり、いかなる支援が有効か、どのように結びつけていくか、御本人と御家族が理解し、納得することが重要と思います。

議員からは、高齢者に対する優先順位を問う御意見もありましたが、私は、全てが重要であり、それぞれ最大限に意を配してまいりました。

本村が行っている高齢者施策は、他市町村と比較しても見劣りするようなことはないと思います。例えば独り暮らし老人等の除雪扶助や夏季、冬季間の巡回事業はもちろんのこと、高齢者を対象にした健康教室、健康相談などの各種事業を実施し、コロナ禍でもできる限り高齢者の方々の不安の解消に寄り添う姿勢に変わりはありません。これからも地域で高齢者を見守る共助の環境づくりを支援してまいりますので、地域ぐるみの機運を盛り上げていただきたいと思います。今後とも、議員皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 上がってしまって表題、読み忘れてしまいました。すみません。

村長のこの答弁書の中に、「他市町村と比較しても見劣りはしない」という高齢者の支援ですけれども、それは私も感じております。ほかの市町村に聞きますと、除雪の今回の場合の除雪費の補助ですか、そういうものも、「え、大蔵村、そんなのあるの」とか、見回りも一生懸命頑張っていらっしゃるので、それはもうしっかりと把握しております。そして、あと前回、診療所の2階へのアクセスということで質問させていただいて、提案させていただいたら、今回のデモンストレーションを行ってくれたということで、これもやっぱり高齢者のための支援かなと思って、これもありがたいと思っております。

そして、今回、この私の質問の中に、つえを片手に雪かきをしている姿、これは私だけじゃなくていろんな方が見ておまして、何とかならないのかなど。だけれども、村ではもちろん大雪が降ったときの除雪とか、あと近隣の方たちも、大雪が降ったときは率先して親族関係なり、親子関係かちょっと分からないんですけれども、まず御近所の方たちが一生懸命除雪をしてくれたり、そういうのはありがたいことなんですけれども、たかだか10センチくらいの雪、自然にそのうち消えるだろうと思われるくらいの積雪量では、やはり人をお願いすることができなくて、それで本当つえを片手とか、本当に大変な思いをしながら除雪をなさっている姿が、私がもししたらいいんだろうなと思うんだけど、これが全員の村、村民全部の人たちに私ができるかといったら、やっぱりちょっとそこはできないので、何とかここでお話しさせていただくのが私の役目かなと思って今回質問させていただいたんですが、一般質問の中でも先ほど勝議員がしたように、やっぱり高齢者住宅というのは、これから考えて、土地を求めて、それから設計をしてというようになると、大分時間かかりますよね。それで、私もない頭をずっと考え、考え、考えながら、もしこれが実現したらいいんじゃないかという夢の提案をさせていただきたいと思ひまして今回質問しました。

私も思っているのは、自分が住んでいる地域からは出たくないという高齢者の方が多いです。

じゃ、何が大変といったとき、やっぱり冬なんですよね。だから、冬期間の移動というか、冬期間住める住宅があると一番いいんだよね。それで、以前も質問しましたが、やはり支援ハウス翠、これも考えますけれども、あそこも定員がございます。お金も大変かかります。私が提案したいのは、冬期間、肘折の旅館って閑散期ですよ。その中で、長期的な湯治的要素の利用というのは可能なのではないかなということをおもいました。自分で、もちろん自立できる方の湯治ですので、掃除、洗濯、食事も、もし自分でするんだっただらば、食事も自分で作る、もしくは1食だけお願いする、3食全部お願いする、2食お願いすると、その方たちのニーズによって金額も変わってくると思うんですけれども、その人たちが一体今どのくらいの金額で、生活費としてどのくらいかけているかというのは、個人個人違うと思うんですよね。ですけれども、全額を湯治で賄うとなると、やっぱり10万円超してしまいます。なので、上限を設けて、もし7万円で1か月できますよといったらば、半額補助か、もしくは何割補助かくらいの補助をしていただけたらば、1か月から、1月から3月、それはちょっとその年の雪の降り状態で分からないと思うんですけれども、可能なことではないかな。時間もかからなければ、土地を求めるともないし、そしてすぐにまず来年度、もうすぐ実行できるんじゃないか。これは本当に私の夢物語の考えなんですけれども、湯治文化として肘折温泉がありますので、これはまた全面否定じゃなくて、ちょっと可能的、可能性のある提案でないかなと思って提案します。

というのは、今、独り暮らしとか、特にコロナ禍の中で、人と話をする機会が全くないという方もいらっしゃるし、もし旅館の一室を自分の部屋みたいな感覚で使っていただければ、旅館の方ともお話もできるし、肘折温泉の場合は散策するにも冬場あまり雪もありませんので、歩いて、それこそ上の湯に行ったり、いでゆ館に行ったりとかそういうことも可能なので、そういうふうにひきこもりのこともなくなるし、まして旅館側にしても、どのくらいの金額になるかは分かりませんが、ある程度の収入もあるし、行政側にしても、今すぐ実行できる可能性があるということで、本当に一石三鳥の考えがあるのではないかなと思って、住宅を建てるのは検討なさっていらっしゃるし、それはそれとして、別として、ちょっとすぐに実行できるような提案ということで、させていただきました。いかがでしょうか、村長、お願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員の夢の提案ですね。高齢者に優しい、いわゆる自立できているお年寄りの皆様方の冬期間だけの湯治といいましょうか、そうしたことができるようなシステムといいましょうか、状況ができればいいなというようなことをお話をさせていただきました。

話としては、非常に一石三鳥なり、そういったことはあろうかと思えます。先ほども私申し上げましたけれども、村の事業として何でもかんでも補助ありきでいいのかなというふうなことをお考えいただきたいというふうに思います。

村の財源、本当に限りがあります。私、今朝の最初るとき、今回の予算を組むに当たって、村の自主財源、村が準備できる財源としては本当に少ないわけであります。国から来る地方交付税が5割以上、6割には至っていないと思えますけれども、ややそれに近い形での財源確保であります。

さらに、今回は、自主財源については、税の収入が今回のたび重なる災害で、非常に少なくなっているというふうな状況の中で、難儀をしたところでありました。村民をいろんな形で何とかしてあげたいというふうな気持ちは分かるんですけども、果たしてどうなのかなと。村長ではなくても、そんなふうになんか考えているところでもあります。

仮に、仮にですよ、私も本当の夢を語れば、じゃ個人にそれをするのではなくて、肘折温泉の旅館宿に逆にそういった支援ができないかというふうなことを考えてやるのはどうかなというふうな逆の方法もあると思えます。このコロナ禍で、今回肘折の温泉旅館、商店についても、何重もの、1回、2回、3回というふうな形での支援をまた計画しております。そういったことで、大蔵村の観光、肘折があって成り立っている、こういうふうなことでございまして、今回のやっぱりコロナ禍を受けて一番逼迫しているのは、ああいった旅館業、接客業、そして商店だと。特に、肘折地区の商店街については、そういったお客様を相手にした商売ですので、本当に被害が大きいのかなというふうに思っているところです。そういったことで、いろんなことは考えているつもりですけども、恒常的にこれからそういうふうなことをやっていければ、非常に肘折温泉としてもありがたい事業だというふうには思えます。ただ、その財源の捻出、それから補助の考え方、これをしっかりとした形で精査をしていかないと、ただ単にいろんなことに補助ありきの行政では、私は大蔵村が成り立っていかなくなるというふうに考えてございます。そのところも、早坂議員も議員の先生としてお考えいただき、さらにこの夢の提案を詰めていただければというふうに思っております。

もちろん、私どもも、このお話をいただきましたので、どういった形だったらできるんだろうとか、そういったことは検討はしてまいりたいと思えます。ただ、個人的にも、村長としても、補助ありきでは、私はいけないというふうには思っております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） いつも私、村長には同じような答弁をいただいております、やっぱり

補助ありきではないと思っています。ですので、もしかしたら、年金がたくさん頂いているとか、あとは御家族の方の援助もあって、それで全額自分でそういうふうな生活が、湯治的なあれで旅館に冬期間住めるとか、そういうふうなこともありますので、補助ばかりではなくて、ぜひとも旅館を利用した、何だろう、冬の避難場所と言っちゃおかしいんですけども、そういうのができたらいいのかなと思います。

あと、今ちょっと違うような話になるんですけども、旅館の中でも、もうちょっと跡取りもいなくて閉めようかなというふうな考えを持っている旅館さんもいるとお聞きしました。もしかしたら、その旅館を、これは何だろう、国からでも何かの支援があつて、助成金でも頂いて、高齢者施設みたいな形で利用できるような、そういうようなことも少し頭の隅にでも入れていただいて、動いていけたらと思います。

冬場という暖房費も、結局普通の宿泊のほかに暖房費もかかりますよね。そのときに、今高齢者に灯油の券を配っていると思うんですけども、配布していると思うんですが、たとえ自宅で住まなくても、もしかして旅館でそういう住もうというふうになったときに、暖房費は別に取りられてしまいますので、灯油券というかそういうのも利用できるような、今までのある支援をそのまま利用できるような形で、住めたらいいのかなと思います。新たに土地を求めるとかそういうのではなくて、今まであるいろいろな施設を利用しながら、できるだけ高齢者に負担の少ない、でもできるならば自分たちでしてほしい、そういう話があれば、家族の中でお話合いができて、遠方にいる親戚の方、御家族の方がそれだったらこれくらいは補助するから旅館に行ったほうが、自分たちはなかなか帰ってこられないから安心だよなという話になるかもしれませんので、これはもうぜひとも村が推薦してというか、推してするのではなくて、こういうふうな冬の過ごし方もありますよという形でもよろしいですので、検討していただきたいと思います。

それで、あともしくは通年住めるシェアハウスなり高齢者住宅をいずれ考えて検討していただければ、それはそれでよろしいんですけども、ただやっぱり自分の今住んでいるところから、たとえ大蔵村内でも、こちらまで来てというふうな方は、やっぱり冬だけなんだよなというふうな声が多分多く聞かれると思いますので、ぜひとも肘折温泉、湯治、湯治を売りにしている肘折温泉だからできること、それを考えていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まさに夢の提案だというふうに思います。本当にいろんな形でできれば素晴らしいなというふうに思っています。早坂議員、私は、そのこともありますけれども、逆

にその幾ばくかのお金を出せない方々のお年寄り、お年寄りだけの生活をしている方々、そちらのほうを救えるような、それも併せて考えていかないとということ、例えば例を申し上げますと、今回のコロナ禍の中で、経済対策でいろんな例えばG o T o なりいろんなことやりましたよね。それが残念なことに、プレミアム商品券にしてもそうですけれども、ある程度余裕のある方が何回も利用できる状況にあるわけです。じゃ、本当に大変な方々はそういったことができるんですかというふうなことだろうというふうに思うんです。ですから、大蔵村の場合、単純だと言われますけれども、全員にというふうなことになってしまうんです。むしろそれでも私はよかったなと思っています。特に、現金もそうでしたけれども、後から配った商品券についても、プレミアムではなくて各個々の家庭に配られたというふうなことで、その意義が私は持ったかというふうに捉えています。そういうことで、いろんな補助は補助として、例えば今早坂議員がおっしゃるとおり、いろんな補助をまとめて一つの大きな額にして、それを利用できないかというふうな手もあろうかと思えます。ですけれども、なかなか理想と現実、そううまくはいかないもので、例えば旅館の選定にしてもいろいろ問題が出てくるだろうし、できない方向で話をしているのではなくて、なかなか難しいものだなというふうに思っています。

私は、以前にも申し上げましたけれども、このことをぜひ実現していければと思っています。先ほどの矢口議員の話でもありましたけれども、空き家利用法です。空き家利用法。その中で、国土交通省なりいろんなリフォーム事業ございます。それが公費でできるわけです。それでもって地域の元気なお年寄りだけが管理人を置かないでその家屋を利用して、冬期間だったら冬期間だけ、あるいは夏は集合場所として利用できる、そういうふうな活用の場をつくっていければというふうに今いろんな形で模索をしております。それが地域の活性化につながっていければと。

それから、先ほど暖房の、灯油券の話ございました。これは県と自治体の一緒の事業でございます。半分半分、金額、補助の半分半分、2分の1ずつ持ってやっているんですけれども、これも最上郡でやっているところは、うちともう一つの町村だけです。これも、お年寄り全員ではありません。非課税の方の高齢者というふうに限られてございます。その位置づけがやっぱり大変なんです。ある程度、やはりそういうふうな格付をしておかないと、何といんでしょうか、不公平感が出てまいりますので、先ほど言ったことについても、旅館を利用してそういった湯治ができる方々はよろしいんですけれども、それができない環境の方々のじゃ手当てはどうするんですかとなった場合は、大変な問題になろうかと思えます。その辺も考え合わせて、ぜひ早坂議員が自分で考えることも大事ですけれども、その1つの考えを持たれたのであれば、

役場の担当に来ていろんな形でお話しをして、それが具現化できるような形で進めていただければというふうに思っています。よろしいでしょうか。それが答えです、私の。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今村長から空き家利用法と、結局シェアハウスという感覚でよろしいですよ。これも前ちょっと私もお話しさせていただいたと思います。本当はそういうのができていけばよろしいんですけども、今今すぐはちょっとできないと思うので、そのつなぎとってはおかしいんですけども、今現在、本当に困っている方がたくさんいらっしゃるわけです。なので、いずれこのリフォームをして、シェアハウスをして、皆さんが楽しく安心して暮らせるような生活ができるようになればよろしいんですけども、その前の段階での話として私は夢という形でお話しさせていただきました。これ村長が具現化するよというということで、これ本当私もしたいと思いますので、どちらの課に行けばよろしいんでしょうかね。いろんなところに行ってちょっとお話を聞かせていただきながら、これを進めていきたいなと思っております。

今日一応ちょっと冬期間の住まいということで質問させていただきましたけれども、村長の答弁の中に、私本当に聞きたいことがたくさん出てきたので、私としては、今回の質問、どのように話を持っていったらいいのかなと思いましたが、村長の考え、いろいろお聞きすることができましたので、とても有意義な質問になったと思っております。そして、私の議員生活の中で、これから活動する中でも、これはとてもいい指針となって進めていけるなと思っておりますので、今後ともちょっと夢を語らせていただきながら活動していきたいと思っております。

あと、先ほどちょっとだけお話ししましたが、本当に診療所2階のデモンストレーション、ありがとうございました。何かいろいろ詳しく後で事務長からお話いただけるということですけども、これは高齢者だけでなく本当に私たち「誰もが住みよい村になるために」の一つとしてこれからも質問させていただきたいと思っております。

答弁は要りません。ありがとうございました。私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月6日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時15分 散会

令和3年3月3日（水曜日）

第1回大蔵村議会定例会会議録  
（第2日目）

---

令和3年3月3日（水曜日）

---

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
健康福祉課長補佐	田部井英俊君
教育課長補佐	羽賀明美君

---

職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第2号

令和3年3月3日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第 4号 専決処分の承認を求めるについて  
大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 第 2 議題 5号 専決処分の承認を求めるについて  
令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）
- 第 3 議第 6号 専決処分の承認を求めるについて  
令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 4 議第 7号 専決処分の承認を求めるについて  
令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5  
号）
- 第 5 議第 8号 大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定につ  
いて
- 第 6 議第 9号 大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第10号 大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議第11号 大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め  
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議第12号 大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支  
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第13号 大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第14号 大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並  
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な  
支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 第12 議第15号 大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第16号 沼の台辺地及び肘折辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第14 議第17号 肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について
- 第15 議第18号 大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について
- 第16 議第19号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて
- 第17 議第20号 教育長の任命に同意を求めるについて
- 第18 議第21号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第14号）
- 第19 議第22号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第20 議第23号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 第21 議第24号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 第22 議第25号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）
- 第23 議第26号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第24 議第27号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議第28号 令和3年度大蔵村一般会計予算
- 第26 議第29号 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計予算
- 第27 議第30号 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算
- 第28 議第31号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第29 議第32号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計予算
- 第30 議第33号 令和3年度大蔵村介護保険特別会計予算
- 第31 議第34号 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算
- 第32 議第35号 令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、一般質問並びに議案審議、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第4号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第4号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、改めましておはようございます。

今、議長が申し上げましたとおり、昨日の一般質問、本当に御苦労さまでございました。そして、ありがとうございました。皆様方から御指導、御指摘いただいたところをしっかりと今後の行政に活かしてまいりたいというふうに思っております。よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第4号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期限を延長するため、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第4号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

## 記

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期限を延長するため、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法の規定により専決処分したので承認を求めます。

専第21号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則中「同年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和2年12月28日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第2 議第5号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第5号専決処分の承認を求めるについて 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第5号専決処分の承認を求めるについて 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に1億500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,690万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

議第5号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、専決予算書の2ページをお願いいたします。

専第1号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,690万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和3年2月1日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、8ページをお開きください。

2、歳入。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億500万円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費228万3,000円。

4款衛生費3項簡易水道費1目簡易水道費57万5,000円。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費1億円。5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費11万円。

次のページをお願いいたします。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費30万円。3項中学校費1目学校管理費90万円。4項社会教育費2目公民館費83万2,000円。

以上、御審議の上、御承認くださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第3 議第6号 専決処分の承認を求めるについて

令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第6号専決処分の承認を求めるについて 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第6号専決処分の承認を求めるについて 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に57万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,479万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第6号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、補正予算書の16ページをお願いいたします。

専第2号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,479万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和3年2月1日

大蔵村長 加藤正美

22ページをお願いいたします。

2、歳入。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金57万5,000円。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費57万5,000円。こちらは、今年の冬の大雪に伴いまして、水道施設の除雪業務の委託料を増額補正させていただいたものでございます。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第 4 議第 7 号 専決処分の承認を求めるについて

令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第 4、議第 7 号専決処分の承認を求めるについて 令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 7 号専決処分の承認を求めるについて 令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に11万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億3,218万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第 7 号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

補正予算書の28ページをお願いいたします。

専第3号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,218万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和3年2月1日

大蔵村長 加藤 正 美

34ページをお願いいたします。

2、歳入。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金11万円。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費11万円。こちらも、下水処理場の除雪業務を補正させていただいたものでございます。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第5 議第8号 大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の  
設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第8号大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第8号大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について。

この議案は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第3条の規定に基づき、条例を定めるものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第8号大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について。

大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を次のように制定する。

大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例。

本文につきましては、過日、議員全員協議会のと、御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

提案理由。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、障がいのある人もない人も全ての村民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、基本理念並びに村、村民及び事業者の責務など、その取組に必要な基本的な事項を定めるため、この条例を設定するものであります。

本文は、戻りまして、第1条は、共生社会の実現を目指す事項を上げております。

第2条は用語の定義に関する事項、第3条は基本理念に関する事項、第4条は村の責務に関する事項、第5条は村民及び事業者の役割に関する事項、第6条と第7条につきましては障がいを理由とする差別の禁止に関する事項、第8条は広報、啓発の取組に関する事項、第9条は相談体制の整備に関する事項、第10条は施策の効果的かつ円滑に実施するための協議の場に関する事項を設けております。

本文に戻ります。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） こういう条例が次々に施行されて、全国的にも障がい者の差別をなくすということなんです、これを制定することによって村としてはどのような新たな責務が出てくるんでしょうか。ここに書いてあるわけですが、例えば村役場職員の今後に当たってもこういった障がい者の雇用目標ってあるわけですけども、こういったものにも影響してくるものんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） ここに挙げたとおり、全てについてということでありました。ただ、協議の場を開いて、障がいのある人もない人もということ、いろいろな協議をしながら進めていくという場をまず創設してということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第9号 大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第9号大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第9号大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、消防団員に対し、災害及び火災の出動時の費用弁償を支払うため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第9号大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和46年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4項、消防団員が非常災害に際しての出動、捜索救助又はその他別に定める業務に従事したときは費用弁償として、招集権者が村長と協議して定めた額を支給する。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） この4番目ですけれども、災害に出動、捜索した場合、特別業務に従事したときは費用弁償として招集権者が村長と協議して定めた額を支給するとなっていますけれども、これは基本的な支給額とか、それからそれは団に行くのか、個人に行くのか、お願います。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） うちのほうで考えておりますのは、出動1日について1,000円を予定しております。

それと、支払いについては、当然個人の費用弁償なので個人のほうに支払うというふうなことで考えております。以上です。（「いいです」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第10号 大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第10号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第10号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、介護保険料率の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第10号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例。

大蔵村介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本文につきましては、過日、議員全員協議会にて御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

提案理由。

今回の条例の改正は、令和3年度から令和5年度までの3か年の介護保険料について、第8期大蔵村介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の改正に伴い、保険料率を改正するために条例の一部を改正するものであります。

本文に戻ります。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の大蔵村介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

御審議の上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 大変画期的な改正内容だと思います。第5期の分と据置きということはありましたけれども、第7期のときも私も反対討論をした覚えがある中で、なかなか下げられないと。上がっていくばかりだという状況がありました。

こうした中で今回引下げになったということは、保険者としての努力等々はあると思うんですが、今回引下げになった、これは私、賛成ですが、そういった保険者努力等々もしくは前回の第7期の保険料の算定がちょっと過大だったのかということも含めて、今回この引下げになったというか、する主な理由をお聞かせください。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 理由ということでありまして。1つが、前期計画したのは平成29年で平成30年からのやつということで上がったんですが、前々期のやつ、今の前の計画についてはやっぱり上がるというか上昇の、利用者も多いしということでありました。それ1つ、前回は上がったというやつ。

もう一つが、その中で昨年度からコロナ感染で利用者が減ってきて、残念ながら。それから、もう一つが被保険者の段階が、1、2、3が減ってきていると、保険者が。その代わり5以上、5から9の保険者が増えてきているということで、保険料の高い人が増えて、低い人は落ちてきているという傾向が見られました。

ですから、今回引下げということになっております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 主な理由の中でコロナで利用率が下がったということがあったわけですが、ここも3年間といった場合、私は引き上げれば引下げのことを言うわけですが、逆にコロナの状況によってはまた回復すると、保険料とのつじつまというか帳尻はどうなるのかと、逆に今話を聞いて、コロナが主要だというか、一つの理由とすれば、今後コロナがどうなるか分かりませんが、向こう3年間、この保険料でやっていけるという見通しも含めてこの提

案をしているのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） コロナも大きな、令和2年度かなり落ちています。前計画のときに予防に力を入れてやってきたわけです。その結果を見ますと、令和元年、平成30年と見ますと、利用があつて保険料が下がっていく利用、介護保険を使う人も軽減されるというか、動いています。ですから、そのペースでいけば、今回下げても支障はないということになったわけです。以上です。（「了解しました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第11号 大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第11号大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第11号大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、村の条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第11号大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

本文につきましては、過日、全員協議会において御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

提案理由。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の一部改正により条例の一部改正の必要が生じたため、改正するものであります。

本文に戻ります。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

御審議くださり御可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第12号 大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第12号大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第12号大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第12号大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

本文につきましては、過日、全員協議会において御説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

提案理由。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正により条例の一部改正の必要が生じたため、改正するものであります。

本文に戻ります。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第13号 大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定  
について

- 議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第13号大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第13号大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

- 健康福祉課長（国分浩一君） 議第13号大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本文につきましては、過日、議員全員協議会において御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

提案理由。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正により条例の一部改正の必要が生じたため、改正するものです。

本文に戻りまして、附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、よろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第14号 大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第14号大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第14号大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正

に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第14号大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

本文につきましては、過日、議員全員協議会において御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

提案理由。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正により条例の一部改正の必要が生じたため、改正するものです。

本文に戻ります。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、よろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第15号 大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第15号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第15号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、消防団の定員を改正するため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長より議案の詳細説明を求めます。佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 議第15号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村消防団条例の一部を改正する条例。

大蔵村消防団条例（平成3年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「330人」を「300人」に改める。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第16号 沼の台辺地及び肘折辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第16号沼の台辺地及び肘折辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第16号沼の台辺地及び肘折辺地に係る総合整備計画の策定について。

この議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、両辺地について令和3年度から新たな計画を策定する必要が生じたため、別紙により定めるものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第16号沼の台辺地及び肘折辺地に係る総合整備計画の策定について。

沼の台辺地及び肘折辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、計画書の1ページを御覧ください。

初めに、沼の台辺地でございます。

一番下、令和3年度から5年間の事業計画となっております。合計で事業費1億7,910万円、特定財源として1,160万円、一般財源1億6,750万円、そのうち辺地対策事業債の予定額が1億6,710万円となっております。

各事業については、過日開催された全員協議会のほうで御説明を申し上げますので、省略させていただきたいと思っております。

次に、7ページを御覧ください。

肘折辺地でございます。

同じく5年間の事業費が1億8,650万円、うち特定財源が7,450万円、一般財源が1億1,200万円、そのうち辺地対策事業債の予定額が8,890万円となっております。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

日程第14 議第17号 肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第17号肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第17号肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について。

この議案は、大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定に基づき、肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 議第17号肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定

について。

肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者を指定したいので、大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

1、指定管理の対象となる施設。

肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館。

2、指定管理者の名称、代表者及び住所。

大蔵村大字南山451番地2、肘折温泉郷振興株式会社、代表取締役木村裕吉。

3、指定管理の期間。

令和3年4月1日から令和6年3月31日。

4、使用料、事業対価及び業務委託料などの金銭収受の条件。

使用料。指定管理者の収入とする。

業務委託料の支払い条件。毎年4月、10月の2回払いとし、単年度において金額の調整は行わない。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由を申し上げます。

本施設の指定管理者募集を1月4日から2月10日まで実施したところ、肘折温泉郷振興株式会社1者のみの応募でありました。したがって、肘折温泉郷振興株式会社を指定管理者として指定したいので、提案いたします。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第18号大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第18号大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について。

この議案は、大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定に基づき、大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 議第18号大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について。

大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者を指定したいので、大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

1、指定管理の対象となる施設。

大蔵村湯ノ台スキー場。

2、指定管理者の名称、代表者及び住所。

大蔵村大字南山506番地3、肘折スキークラブ、会長須藤修一。

3、指定管理の期間。

令和3年4月1日から令和6年3月31日。

4、使用料、事業対価及び業務委託料などの金銭收受の条件。

使用料。指定管理者の収入とする。

業務委託料の支払い条件。毎年12月の1回払いとし、単年度において金額の調整は行わない。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由を申し上げます。

本施設の指定管理者募集を1月4日から2月10日まで実施しましたところ、肘折スキークラブ1団体のみの応募でありました。したがって、肘折スキークラブを指定管理者として指定したいので、提案いたします。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 私もこの指定管理者の指定には賛同しますが、平成6年3月31日までと

ということで、この期間を、肘折スキークラブという比較的小規模な団体だと思うんですが、今後、高齢化だとか、こういったものは私も聞いていて議員として自ら何かできないかということとは考えなければいけないので、当局に言うことではないのかもしれませんが、やはり高齢化だとか賃金面だとかでちょっと心配もあって、それは指定管理者の努力でやることで、行政はそこまでは立ち入れないという側面もあるのでしょうかけれども、実態としてこの一事業主体しかないという中で、ぜひ執行部としてもその辺は考えているとは思いますが、その点、今後3年間継続してやっていけるような状況にこの団体としてはあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） やっていけるものというふうな判断で提案するものです。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） これは執行部云々というものではなくて、やっぱりいろいろな、昨年も残念ながら事故があったりしまして、高齢化も進んでいるというようなことも聞いておりますので、ぜひ執行部、議会ということではなくて、地域として考えていかなければならないと思います。これは質問ではないので、以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議第19号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第19号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第19号教育委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、大蔵村大字南山1674番地、須藤 薫氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第17 議第20号 教育長の任命に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第20号教育長の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで、議会運営上、有馬眞裕氏には除斥として議場から退場を求めます。

〔教育長 有馬眞裕君 退場〕

○議長（鈴木君徳君） 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第20号教育長の任命に同意を求めるについて。

この議案は、教育長の有馬眞裕氏が令和3年5月1日をもって任期満了となるため、引き続き、大蔵村大字清水2883番地、有馬眞裕氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより議第20号に対する採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

なお、起立がなされない場合は反対とみなします。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木君徳君） 起立多数によって、本案は同意することに決定いたしました。

着席願います。

有馬眞裕氏には、議場に入場し、着席願います。

〔教育長 有馬眞裕君 入場〕

---

日程第18 議第21号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第14号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第18、議第21号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第21号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第14号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から1億9,500万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,190万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費補正」に、債務負担行為につきましては「第3表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては「第4表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第21号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第14号）。

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,190万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

それでは、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございます。

3款民生費1項社会福祉費、事業名が障害者自立支援給付費審査支払等システムの改修事業でございます。金額は143万円。2項児童福祉費、新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業49万9,000円。

4款衛生費2項清掃費、災害廃棄物運搬処分事業、金額が660万円。

6款農林水産業費1項農業費、事業名が産地生産基盤パワーアップ事業6,352万円、強い農業・担い手づくり総合支援事業110万8,000円、農業基盤整備促進事業300万円。

7款商工費1項商工費、新型コロナウイルス対応商品券発行事業1,360万円、「頑張る肘折！応援キャンペーン」事業360万円。

8款土木費2項道路橋りょう費、村道合海大坪線道路改良事業5,470万円、村道里道線道路改良事業3,600万円。

9款消防費1項消防費、防災無線拡張機能整備事業3,000万円。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業6,500万円。

合計で2億7,905万7,000円となっております。

次のページ、第3表債務負担行為でございます。

変更でございます。災害・経営安定対策資金利子補給補助金、期間は変更ございません。限度額の変更で補正前が55万2,000円、補正後が12万1,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。

初めに、追加でございます。

減収補てん債310万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。

次に、変更でございます。

公共事業等債、変更前が190万円、変更後が1,980万円。

災害復旧事業債、変更前が4,820万円、変更が3,330万円。

辺地対策事業債、変更前が6,520万円、変更後が5,770万円。

過疎対策事業債、変更前が1億7,290万円、変更後が2億1,110万円。

合計で3億8,150万円、変更後が4億1,520万円となっております。

それでは、12ページをお開きください。

## 2、歳入。

1 款村税 4 項 1 目村たばこ税129万円の減。 5 項 1 目入湯税101万円の減。

10款 1 項 1 目地方交付税 1 億258万4,000円。

12款分担金及び負担金 2 項負担金 2 目民生費負担金1,802万7,000円。

13款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務手数料120万円の減。 2 項手数料 2 目衛生手数料 9 万3,000円。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金19万8,000円。 2 目災害復旧費国庫負担金4,294万5,000円の減。 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金2,138万6,000円。 2 目民生費国庫補助金188万6,000円の減。

次のページをお開きください。

4 目土木費国庫補助金2,771万2,000円の減。 5 目教育費国庫補助金14万2,000円の減。 6 目衛生費国庫補助金851万8,000円の減。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金120万5,000円。 2 項県補助金 1 目総務費県補助金12万2,000円の減。 2 目民生費県補助金117万円の減。 3 目衛生費県補助金12万円の減。 4 目農林水産業費県補助金4,129万2,000円。 6 目教育費県補助金13万6,000円の減。 7 目商工費県補助金361万1,000円の減。 8 目災害復旧費県補助金412万6,000円。 3 項委託金、次のページをお開きください。 1 目総務費委託金18万7,000円の減。

16款財産収入 2 項財産売払収入 4 目生産物売払収入 2 万2,000円。

17款 1 項寄附金 1 目一般寄附金7,000万円の減。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1 億9,200万円の減。 3 目ふるさと大蔵村応援基金繰入金7,000万円の減。

20款諸収入 4 項 5 目雑入131万6,000円。

21款 1 項村債 3 目衛生債380万円。 4 目農林水産業債2,170万円。 6 目土木債2,260万円。 7 目消防債460万円。 8 目教育債30万円の減。 9 目災害復旧債1,870万円の減。

次のページをお願いいたします。

11目減収補てん債310万円。

次のページをお願いいたします。

## 3、歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費63万2,000円。 3 目財政管理費7,000万円の減。 5 目財産管理費79万2,000円の減。 6 目企画費390万円の減。 8 目地域振興費741万6,000円の減。

9目情報システム費167万円。10目村営バス事業費、財源内訳の変更でございます。

2項徴税費1目税務総務費50万円。2目賦課徴収費15万8,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費60万円の減。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費80万8,000円。3目老人福祉費61万6,000円。

4目障害福祉費403万8,000円の減。5目国民健康保険費、財源内訳の変更でございます。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費9万3,000円。2目児童福祉施設費1,710万6,000円。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費334万8,000円。4目予防費4万円。6目環境衛生費、これは財源内訳の変更です。7目浄化槽費76万7,000円の減。

次のページをお開きください。

2項清掃費1目清掃総務費500万円の減。

3項1目簡易水道費267万2,000円の減。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費98万6,000円の減。3目農業振興費3,289万5,000円。5目畜産費63万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

6目農地費696万円。

2項林業費1目林業総務費41万6,000円。2目林道整備費120万円の減。

7款1項商工費2目商工振興費3,979万7,000円。

次のページをお願いいたします。

3目観光費209万4,000円の減。2項1目地域活性化促進費272万円。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費5万7,000円。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費2目道路維持費1,368万4,000円の減。3目道路新設改良費3,618万7,000円の減。4目橋りょう維持費2,072万円の減。3項河川費1目河川総務費8万5,000円の減。5項下水道費、次のページをお願いいたします。1目特定環境保全公共下水道費73万5,000円の減。6項住宅費1目住宅管理費81万3,000円の減。

9款1項消防費2目消防施設費15万7,000円。4目危機管理費1,300万円の減。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費24万9,000円の減。3目スクールバス運行管理費748万1,000円の減。

次のページをお開きください。

2項小学校費 1目学校管理費12万7,000円。2目学校教育費、こちらは財源内訳の変更でございます。3項中学校費 1目学校管理費189万円の減。2目学校教育費、こちらも財源内訳の変更でございます。4項社会教育費 1目社会教育総務費 3万7,000円の減。2目公民館費 9万7,000円の減。4目生涯教育推進費79万6,000円の減。

次のページをお開きください。

6目文化財保護費 4万9,000円の減。5項保健体育費 1目保健体育総務費45万円の減。3目運動公園管理費84万9,000円の減。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費3,729万4,000円の減。2目林業災害復旧費535万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項公共土木施設災害復旧費 1目公共土木施設災害復旧費6,290万8,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 21ページのいわゆる特別定額給付金なんですが、630万円と63万円ということで、63人分の申請がなかったか、不在だったか、所在が不明だということになると思うんですが、その点はどういう内訳になっているか分かっているでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 21ページの630万円と63万円村の差額分減額ということですが、最初予算を取ったときに転入してくる方を予測というか、ある程度多めに取ってしまして、結果的には100%の数字です。多めに見込んでいた部分を今回の補正で減額させていただいたというふうな格好になります。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうすると、村内分については100%ということでした。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） ページ、21ページで県外在住学生に対する食の支援業務委託料とありましたけれども、該当者というか、何名いたんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） すみません。該当者は分かりません、はっきり言って。大学生とか専門学生にお送りするものですから、該当者までは把握できない状態となっています。以上で

す。

○議長（鈴木君徳君） 8番早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 質問を間違ったのかなど。利用した人たちは何人いたんでしょうか。これ、中身は棚田米とトマトの何でしたっけ、トマトのセットだったと思うんですけども、その辺もちょっと教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 申請をしていただいた方は8名だったと思います。中身については、今言った棚田米、それからトマトのピューレといいますかソースですね。ソースと、それから味来館で作っている南蛮味噌、それをセットにしてお送りしました。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 5番加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 金額じゃないんですけども、27ページの産地生産基盤パワーアップ事業6,352万円の繰越しなんですけれども、これは事業内容としてはどういう補助金になるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 事業は2事業ありまして、1つは村内の農業生産法人が乾燥調製施設を整備するという事業です。もう一つは、JAですけども、このたびの7月豪雨災害によりまして農協の脇の予冷庫が一部被災したというふうなことで、これに併せてミニトマトの予冷庫が不足するというふうなことで、新しく予冷庫を整備する事業でございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 15ページです。2節の農業費補助金、中山間地域等直接支払交付金の1,300万円の減額、県からの補助金が減額になったと書いてありますが、これは第5期の取組がなされなかった集落があったのか、あるいは面積的に少なかったせいなのか、その要因について伺います。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 令和2年度当初でございますが、棚田地域振興法の認定によりまして棚田地域加算を想定しておりましたが、2集落で棚田地域振興加算を取り組まないというふうなことの分の減額でございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 29ページの7款商工費の中の18節の補助金ですけども、経営維持支援

金（村単独分）ということで4,300万円まであります。これは非常にありがたい予算だと思います。ちょっと中身が分からないのでここを教えていただきたいのと、あと、年度末間近で4,300万円という予算ですので、年度内に消化できる見通しも含めてこういう予算になっているのか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） これにつきましては、新型コロナ対策の交付金により、ここを財源として実施するものでございます。内容につきましては現在検討中でございますけれども、春先に実施した経営維持支援金と同様の支援を考えております。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 下のほう、ちょっと中身、違うんですけども、雇用調整助成金申請代理補助金だとか、こういったものは結局使われなくて減額されているわけですが、年度末が近くて4,300万円ということで、これはありがたいことではあるんですが、今、検討中というか中身を詰めているという状況なんです、もう3月3日という状況で3月31日までの予算だと思っております、この点、年度内にこれだけの予算を消化できるような形で運営は、ということで提案していると思うんですが、その辺、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） まず1点目、雇用調整助成金の申請代行補助金につきましては、実績で2件分でございます。

それから、経営維持支援金の件でございますが、年度内中に実施完了する予定でございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 15ページの農業費補助金がこの前言ったとおり1,300万円減、それから農業振興費の中でやっぱり中山間地域等直接支払交付金が1,700万円の減、この関係はどうなの。この違いは。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） すみません。金額の差ということですか。（「いや、項目も違うし、交付金でもあるしこっちは負担金も含めていると書いてあるんですけども、15ページは補助金で1,300万円の減で、27ページは同じ中山間地なんだけれども1,764万円負担金、補助及び交付金、この関係はどうなっているか」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 15ページにつきましては、国、県の補助金でございます。これは75%、国が2分の1、県が4分の1の合計で先ほど申し上げました理由によって減額になる部分でございます。

27ページにつきましては、補助金に村の4分の1をプラスした分を交付するための分でございます。以上です。

歳入と歳出で、27ページについては交付する分。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 33ページの8款土木費の中で14節の工事請負費とあるんですが、この中で3,398万6,000円という大きな減額になっているわけですが、とりわけこの柳渕豊牧線雪崩防止柵工事ということで、それが3,000万円以上の減額になった理由と、これは恐らく去年の夏に契約して12月に完成したんじゃないかと思うんですが、今の時期に減額するというのは、もっと早く減額ができたのではないかなというふうにも感じるんですが、この点、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 柳渕豊牧線の雪崩防止柵の設置工事、3,140万円ほどの減ですけども、こちらのほうは議員からも現場を確認してもらっています。当初、予算を計上するときに、ああいったところ、初めて使うというようなこともありまして、ちょっと予算のほうは少し多めに見てもらった部分があります。皆で38メートルほど、延長として施工しておりますが、そのうちの約20メートルを令和元年度からの繰越し分として令和2年度に施工しております。残りの16メートルを今年度工事として発注しまして、36メートルが完成したわけなんです。そういったことの当初の見込みで少し多く見込んでいたということと、あとは請負差額でこういった金額になったところでございます。

もう少し早い段階で減額補正したらどうかというふうなお話がありましたけれども、実際、現場のほうはもう雪の降り始めぐらいで現場のほう、終わっていますので、12月の補正予算まではちょっと間に合わなかったものですから、今回の3月補正で減額補正させていただいたものでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 6番海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 39ページの農林水産物等災害対策事業費補助金3万7,000円減とあるのですが、どういう中身なのか聞きたいんですけど。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） これにつきましては、7月豪雨災害の農地農用地関係の災害復旧事業に対する補助金でございます。当初予定していた分より実際に支払った法人を減額するものでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 先ほど早坂議員の質問で申請者、たしか私、8名というふうにお答えしましたが、すみません。精査したら19名の間違いでしたので、訂正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時54分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

日程第19 議第22号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第19、議第22号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第22号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に4,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,374万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くだ

さいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。
- 住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の44ページをお開きください。

議第22号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,374万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

50ページをお願いいたします。

2、歳入。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金4,000万円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費4,000万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議第23号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

- 議長（鈴木君徳君） 日程第20、議第23号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算

(第6号)を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長(加藤正美君) 議第23号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から673万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,805万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長(高山和広君) それでは、補正予算書の56ページをお願いします。

議第23号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)。

令和2年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ673万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,805万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

59ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更でございます。

起債の目的、簡易水道事業債、補正前が4,510万円、補正後が4,380万円。過疎対策事業債、補正前が4,500万円、補正後が4,370万円。合計、補正前が9,010万円、補正後が8,750万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

64ページをお願いします。

2、歳入。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目水道事業費分担金18万円の減。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目水道使用料128万1,000円の減。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金267万2,000円の減。

7 款 1 項村債 1 目水道債260万円の減。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費45万円。

2 項水道布設費 1 目簡易水道布設費664万7,000円の減。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付金 1 目水道使用料還付金53万6,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 1 議第 2 4 号 令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補  
正予算（第 6 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第21、議第24号令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第24号令和 2 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から191万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億3,026万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第 1 表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第 2 表 繰越明許費補正」に、地方債につきましては「第 3 表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の70ページをお開きください。

議第24号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）。

令和2年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,026万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

73ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正、追加です。

1 款公共下水道事業経営総務費 1 項公共下水道事業経営総務費、事業名、金山橋災害復旧工事に伴う下水道仮設管添架事業、金額が607万5,000円です。同じく、事業名が肘折下水処理場備品購入事業660万円。合計1,267万5,000円です。

74ページをお願いします。

第3表地方債補正、変更でございます。

起債の目的、災害復旧事業債、補正前が4,540万円、補正後が4,620万円。合計、補正前が6,770万円、補正後が6,850万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

78ページをお願いします。

2、歳入。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目下水道事業費分担金17万円の減。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目下水道使用料181万2,000円の減。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金73万5,000円の減。

6款1項村債1目下水道事業債80万円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費174万9,000円の減。

3款諸支出金1項償還金及び還付金1目下水道使用料還付金16万8,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 79ページの1節、水道使用料、現年度分215万7,000円、これ、減額になっているんですけども、この計算の基準はどこからきてるのですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 何と申しますか、毎月水道の使用料に併せた形で下水道の使用料というものを徴収しておりまして、5月、7月、9月、11月と2か月に1回ずつ徴収しています。冬期間は推定料金ということでしておりますけれども、その今年度の実績見込みということで減額補正したものでございます。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議第25号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第22、議第25号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第25号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から465万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,931万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございま

すが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の84ページを御覧ください。

議第25号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,931万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

90ページを御覧ください。

2、歳入。

1 款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入150万円の減。2目社会保険診療収入130万円の減。3目後期高齢者診療収入340万円の減。4目一部負担金80万円の減。5目その他の診療収入100万円の減。

4 款繰入金1項1目一般会計繰入金334万8,000円。

次のページを御覧ください。

3、歳出。

1 款総務費1項施設管理費1目一般管理費465万2,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議第26号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第23、議第26号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第26号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に1万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億110万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第26号令和2年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億110万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤正美

102ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金14万円。2項国庫補助金1目調整交付金3万5,000円。3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）26万6,000円の減。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金18万9,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金8万8,000円。2項県補助金2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）13万2,000円の減。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4万4,000円の減。

次のページをお開きください。

3、歳出。

1 款総務費 4 項計画策定委員会費 1 目計画策定委員会費1,000円。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 2 目地域密着型介護サービス給付費70万円。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 3 目在宅医療・介護連携推進事業費26万4,000円の減。 4 目生活支援体制整備事業費43万円の減。

次のページをお開きください。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金3,000円。

以上、御審議いただき御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 4 議第 2 7 号 令和 2 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第24、議第27号令和 2 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第27号令和 2 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から356万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,938万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第 1 表 歳入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第 2 表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、110ページをお願いします。

議第27号令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,938万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

113ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更でございます。

起債の目的、下水道事業債、補正前が330万円、補正後が200万円。過疎対策事業債、補正前が320万円、補正後が190万円。合計、補正前が650万円、補正後が390万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

118ページをお願いします。

2、歳入。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目浄化槽整備事業分担金 4 万4,000円。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目浄化槽使用料28万9,000円の減。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目浄化槽整備事業費国庫補助金 8 万9,000円。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金81万1,000円の減。

7 款 1 項村債 1 目下水道事業債260万円の減。

次のページをお願いします。

3、歳出。

1 款浄化槽整備事業費 1 項 1 目浄化槽管理費88万3,000円の減。 2 項 1 目浄化槽整備事業費 268万4,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議第28号 令和3年度大蔵村一般会計予算

日程第26 議第29号 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

日程第27 議第30号 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

日程第28 議第31号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計  
算

日程第29 議第32号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

日程第30 議第33号 令和3年度大蔵村介護保険特別会計予算

日程第31 議第34号 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

日程第32 議第35号 令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木君徳君） 次に、令和3年度予算関係議案でありますので、日程第25、議第28号から日程第32、議第35号まで、令和3年度当初予算関係8議案を一括議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第25、議第28号から日程第32、議第35号までの令和3年度当初予算関係8議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいま議長が申し上げましたとおり、新年度予算、議第28号から議第35号までを一括提案といたします。よろしく願いをいたします。

議第28号令和3年度大蔵村一般会計予算。

この議案は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,000万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

また、一時借入金の借入れの限度額を10億円と定め、歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれら経費を流用することができる旨、定めるものでございます。

議第29号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計予算。

この議案は、国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,400万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内での流用ができる旨、定めるものでございます。

議第30号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算。

この議案は、簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,340万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第31号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,510万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第32号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計予算。

この議案は、へき地診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,120万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第33号令和3年度大蔵村介護保険特別会計予算。

この議案は、介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,730万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内での流用ができる旨、定めるものでございます。

議第34号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2,530万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算」に、地方債につきましては「第2表 地方債」に記載のとおりでございます。

議第35号令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算。

この議案は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3,770万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

以上、各会計の令和3年度当初予算につきましては、それぞれ担当課長に明日、詳細説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、これより予算関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第28号から議第35号まで、令和3年度当初予算関係8議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第28号から議第35号までの令和3年度当初予算関係8議案については、議員全員10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

3月4日から予算審査特別委員会のため、3月5日午後1時まで本会議を休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、3月5日午後1時まで予算審査特別委員会のため本会議を休会いたします。

なお、予算審査特別委員会は3月4日午前10時から開会いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月5日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時41分 散会

令和3年3月5日（金曜日）

第1回大蔵村議会定例会会議録  
(第3日目)

---

令和3年3月5日（金曜日）

---

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
産業振興課長補佐	若槻寛君
健康福祉課長補佐	田部井英俊君
教育課長補佐	羽賀明美君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第3号

令和3年3月5日（金曜日） 午後1時00分 開議

第1 大蔵村選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

第2 常任委員会付託案件審議

整理番号第1号 「安全・安心、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」  
に関する請願

第3 予算審査特別委員会付託の議案

議第28号 令和3年度大蔵村一般会計予算

議第29号 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

議第30号 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

議第31号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第32号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

議第33号 令和3年度大蔵村介護保険特別会計予算

議第34号 令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

議第35号 令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

第4 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

第5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

第7 議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

議事日程の追加

第1 議第36号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第15号）

第2 議第37号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 3月4日からの予算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 大蔵村選挙管理委員会委員並びに補充員の選挙

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、菅野 熟君、伊藤元吉君、矢口君人君、後藤俊悦君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菅野 熟君、伊藤元吉君、矢口君人君、後藤俊悦君の4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました菅野 熟君、伊藤元吉君、矢口君人君、後藤俊悦君の4名が当選されました。

次に、補充員について指名いたします。

補充員の順位で申し上げます。

第1順位、中島順悦君、第2順位、加藤重也君、第3順位、渡部伸也君、第4順位、佐藤剛君の4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位、中島順悦君、第2順位、加藤重也君、第3順位、渡部伸也君、第4順位、佐藤剛君の4名が補充員に当選されました。

---

## 日程第2 常任委員会付託案件審議

整理番号第1号 「安全・安心、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、常任委員会付託案件審議に入ります。

整理番号第1号（請願）「安全・安心、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（八鍬信一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 3月5日

事件の番号 整理番号 第1号

請願書 安心・安全・ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現に関する請願

請願者 山形県山形市薬師町2の6の15

少人数学級をすすめる県民の会

世話人代表 高木紘一、伊沢良治、佐藤匡子

令和3年3月2日の本会議において、当委員会に付託になりました整理番号第1号「安心・安全・ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願について、3月3日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、請願の趣旨である少人数学級の施行による教育環境が、どのような効果が出るのかを、大蔵村の教育環境を踏まえ、継続して調査審議する必要があると判断し、継続審査といたしました。

審査結果、継続審査。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり継続審査することに決し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり継続審査と決定いたしました。

---

### 日程第3 予算審査特別委員会付託の議案

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、予算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第28号から議第35号までの予算関係議案8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。海藤委員長。

○予算審査特別委員長（海藤邦夫君） 御報告申し上げます。

去る3月3日の本会議において予算審査特別委員会へ付託になりました予算関係8議案の審査結果は、次のとおりであります。

議第28号令和3年度大蔵村一般会計予算、議第29号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計予算、議第30号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算、議第31号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議第32号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計予算、議第33号令和3年度大蔵村介護保険特別会計予算、議第34号令和3年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算、議第35号令和3年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算の8議案を慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第28号から議第35号までの予算関係議案8件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第28号から議第35号までの予算関係議案8件については、いずれも原案のとおり可決されました。

---

日程第4 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

総務文教常任委員長より申出書の説明を求めます。八鍬委員長。

○総務文教常任委員長（八鍬信一君） 閉会中の継続調査申出。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

- （1）財政、政策推進、消防防災に関する事務調査
- （2）税務に関する事務調査
- （3）住民福祉、健康衛生に関する事務調査
- （4）教育行政に関する事務調査

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

---

#### 日程第5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

産業建設常任委員長より申出書の説明を求めます。海藤委員長。

○産業建設常任委員長（海藤邦夫君） 閉会中の継続調査申出。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

#### 記

##### 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

##### 2. 具体的事項（目的）

- （1）産業振興に関する事務調査
- （2）地域整備に関する事務調査
- （3）農業委員会に関する事務調査

##### 3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

##### 4. 調査期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

---

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

議会運営委員長より申出書の説明を求めます。加藤委員長。

○議会運営委員長（加藤忠己君） 閉会中の継続調査申出。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

（1）議会運営に関すること

（2）議会の会議規則、委員会条例等に関すること

（3）議長の諮問に関すること

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

---

日程第7 議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会広報調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

議会広報調査特別委員長より申出書の説明を求めます。早坂委員長。

○議会広報調査特別委員長（早坂民奈君） 閉会中の継続調査申出。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

- （1）議会広報の調査について
- （2）議会広報の取材、資料収集について
- （3）議会広報の編集、校正について
- （4）議会広報の発行について

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定いたしました。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま加藤村長から、議第36号と議第37号の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第36号、議第37号を追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議第36号 令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第15号）

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第1、議第36号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第15号）についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 追加議案を提案いたします。受けていただきまして、ありがとうございました。

議第36号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第15号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に860万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,050万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいませようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第36号令和2年度大蔵村一般会計補正予算（第15号）。

令和2年度大蔵村の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,050万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、8ページをお開きください。

2、歳入。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金40万円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金820万円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

4款衛生費3項1目簡易水道費780万円。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費80万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第2 議第37号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第2、議第37号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第37号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に780万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,585万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださ

いますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の14ページをお願いいたします。

議第37号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）。

令和2年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,585万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

20ページをお願いいたします。

2、歳入。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金780万円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費780万円。こちらのほうは、塩藤田沢水道の漏水対策ということで対応するために予算のほうを計上させていただいたものでございます。

概要について申し上げさせていただきます。

2月18日頃から塩藤田沢水道の主要配水池の水位がだんだん下がってくるような状況にありました。原因を調べてみましたところ、升玉の配水池から主要配水池に至る送水管のほうがかかか漏れしているということが分かりました。送水管の延長が大体2,200メートルほどありまして、その送水管が県道や村道、そのほかにも山の中ですとか、田んぼの中に埋設されておりまして、現在2メートルぐらいの積雪もあるということで、漏水箇所を特定するのに随分時間がかかりました。現場のほうで仮設管を配置したり、こここのところに水圧計を設置したり、また、床掘なんかをして、ようやく3月3日に漏水箇所を発見しております。

今現在もその漏水箇所の掘削作業をやっておりまして、今日か明日中にはその送水管の漏水箇所の補修のほうが終わる予定でおります。この間、塩藤田沢桂地区に配水する水量が足りなくなりましたので、給水車2台を使用しまして主要配水池のほうに水を張る作業を、今日でち

ょうど2週間になりますけれども、やっております。1日当たり約70トンから80トンほどの水を運んできて、対応しております。

通常ですと、塩藤田沢桂地区の3地区の使用水量が大体110トンほどになるわけですが、村のほうで節水をお願いしまして各地区の皆さんから御協力をいただいて、1日の配水流量が70トンぐらいまで下がって、何とか給水車のほうで間に合っているような状況です。今日でちょうどまるっと2週間になりますけれども、そういった対応のための経費を計上したものでございます。

ですので、以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、皆様にお願ひがあります。

多くの貴い命を奪い、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から10年を経過しようとしています。この震災で犠牲となられた方々の無念と、最愛の肉親を失われた御家族の深い悲しみに思いを致しますときに、誠に痛恨の極みであり、哀悼の念に堪えません。

ここに、亡くなられた方々の御霊に対して、黙禱をささげたいと思います。

皆さん、起立願ひます。黙禱。

〔全員起立・黙禱〕

○議長（鈴木君徳君） 黙禱をやめ、着席願ひます。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第1回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時38分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員